

# 武蔵村山市第三次環境基本計画

(令和8年度～令和17年度)



令和8年3月

武蔵村山市



## 武蔵村山市第三次環境基本計画の策定に当たって

私たちの住んでいる武蔵村山市は、みどり豊かな狭山丘陵の懷に抱かれたまちとして、市民の皆様とともに伝統的な文化や産業を継承しながら発展してまいりました。

私たちの生活は、経済活動の発展や拡大によって大変便利で豊かなものとなりました。一方で、環境負荷低減の取組もライフスタイルや事業活動に浸透しつつあるものの、地球温暖化に起因する気候変動の影響の顕在化や本格的な循環型社会への移行、生物多様性の確保など、取り組むべき課題は、依然として多岐にわたっています。

こうした中で、国のカーボンニュートラル宣言や、本市を取り巻く社会・環境情勢の変化を踏まえ、本市も令和4年9月の市議会定例会において、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指すことを宣言しました。これらの脱炭素に向けた動きや資源循環、生物多様性などの環境施策を一体的に推進していくため、令和8年度から令和17年度までを計画期間とする武蔵村山市第三次環境基本計画を策定いたしました。

本計画は、環境との調和を図りながら持続可能な社会を実現し、市民の皆様が心身ともに健康で安心して暮らせる社会を築くことを目指すものです。その実現のためには、一人一人の環境へ配慮した行動が重要です。省エネ活動や食品ロスの削減、自然環境を守るための行動など、私たちにできる取組は身近なところにたくさんあります。こうした取組を市民、事業者、行政が協働して進めることで、持続可能な未来への歩みを進めることができると確信しております。

今後も引き続き、環境保全等に関する取組を推進し、本市が目指す望ましい環境像「一人一人が環境を考え 安心して快適に暮らせるまち むさしむらやま」の実現に向けて努力していく所存でございますので、皆様のより一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり御尽力をいただきました「武蔵村山市環境審議会」の委員の皆様をはじめ、貴重な御意見や御協力をいただいた市民、事業者の皆様にご心より感謝申し上げます。

令和8年3月

武蔵村山市長

山崎泰大





## 目 次

第1章 環境基本計画の基本的事項	1
1 計画の策定の背景と目的	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2
4 計画の対象地域	3
5 計画の推進主体	3
6 計画の対象とする範囲	4
第2章 環境に関連する動向	5
1 環境を取り巻く社会情勢	5
2 武蔵村山市の概要	12
3 市民・事業者の意識	17
4 第二次計画の振り返り	22
5 策定に当たっての視点	24
第3章 望ましい環境の保全と創出に向けて	26
1 望ましい環境像と施策体系	26
2 環境像の実現に向けた取組	30
基本施策柱1 自然と共生するまちの創造	30
基本施策柱2 脱炭素社会への移行	37
基本施策柱3 循環型社会の構築	44
基本施策柱4 快適で安全な生活環境の確保	49
基本施策柱5 環境学習と参加・協働の推進	60
第4章 基本的取組の推進	64
1 計画の推進体制	64
2 計画の進行管理	65
参考資料	66
武蔵村山市環境基本条例	66
武蔵村山市環境審議会規則	70
武蔵村山市環境推進委員会設置要綱	71
策定経過	72
環境審議会委員名簿・環境推進委員会委員名簿	73
市民等意識調査の結果と第二次計画の評価	74
用語集	81



# 第1章 環境基本計画の基本的事項

## 1 計画の策定の背景と目的

私たちのまち武蔵村山市（以下「本市」という。）は、狭山丘陵の自然を有し、都心近郊のみどり豊かな住宅都市として発展してきました。そして、自然や文化、産業、観光が一体となったまちづくりに取り組んでいます。

本市では、平成16年7月に「武蔵村山市環境基本条例」（以下「環境基本条例」という。）を施行しました。この条例は、環境保全に関する基本理念、市・市民・事業者の責務、そして環境保全に関する基本的な施策を定めたものです。

さらに、環境基本条例第8条に基づき、その基本理念を具体化し、環境保全施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成18年12月に「武蔵村山市環境基本計画」（以下「第一次計画」という。）を策定しました。

その後、第一次計画の目標年度である平成27年度を迎え、平成28年3月に「武蔵村山市第二次環境基本計画」（以下「第二次計画」という。）を策定しました。

第二次計画の策定以降、世界では持続可能な社会の実現に向けた動きが加速しており、国も2050年カーボンニュートラルへの対応や気候変動への適応、循環型社会、生物多様性の保全への対応などの環境課題の解決に向けた政策を打ち出しています。本市においても、令和4年9月の市議会定例会において、市長が「2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする『ゼロカーボンシティ』の実現」を目指すことを宣言し、脱炭素社会の実現に向けて、全力で取り組んでいるところです。

環境を取り巻く課題は、本市だけで解決できる問題ではなく、一人一人のライフスタイルの転換や事業者の事業活動の転換も求められます。この度、第二次計画の策定から10年が経過し、目標年度を迎えることから、国内外の社会情勢の変化や新たな環境課題へ対応するため、「武蔵村山市第三次環境基本計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

### 武蔵村山市環境基本条例(抜粋)

平成16年武蔵村山市条例第15号

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全、回復及び創造（以下「環境の保全等」という。）について、基本理念を定め、並びに武蔵村山市（以下「市」という。）、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたって市民が自然と共生し、健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全等は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会を構築することを目的として行われなければならない。

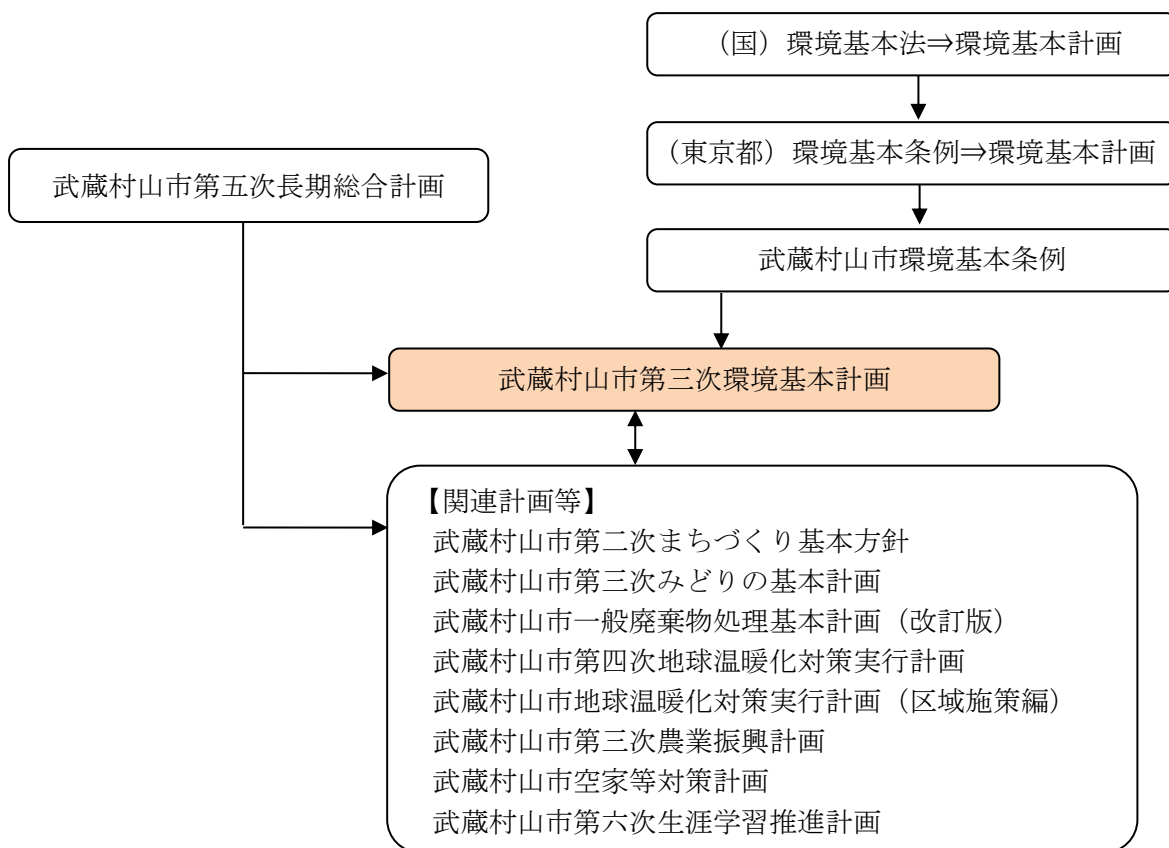
3 環境の保全等は、すべての日常生活及び事業活動においてすべての者が協働することによって積極的に推進されなければならない。

## 2 計画の位置付け

本計画は、環境基本条例に基づき定めるもので、「武蔵村山市第五次長期総合計画（令和3年度～12年度）」を上位計画とし、環境分野を担う基本計画として、位置付けています。

なお、「武蔵村山市第二次まちづくり基本方針」などの関連計画等における環境に関する施策とも整合性を図ります。

### <環境基本計画の位置付け>



## 3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。

ただし、計画期間中であっても、環境問題や社会情勢等の変化が生じた場合、必要に応じて見直しを行うこととします。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
武蔵村山市第三次環境基本計画									

## 4 計画の対象地域

本計画の対象地域は、武蔵村山市全域とします。ただし、市単独では解決が容易でない問題については、周辺自治体や国、東京都との連携を図ります。

## 5 計画の推進主体

本計画の推進主体は、環境基本条例に基づき、市・市民・事業者です。

市・市民・事業者は、環境基準の遵守と維持に努め、それぞれの立場でそれぞれの役割を担い、相互に連携を図りながら、積極的に行動することが基本になります。

### <計画の推進主体とその責任と役割>

#### 市の責任と役割

- ・自ら率先して環境負荷の低減に取り組みます。
- ・環境に関する施策を策定し、市民・事業者と連携を図りながら取組を実施します。
- ・市民・事業者が環境保全等に関し理解を深め、意識の向上を図るとともに、取組を推進するため、環境の保全等に関する学習の機会や情報の提供、活動の支援を行います。

#### 市民の責任と役割

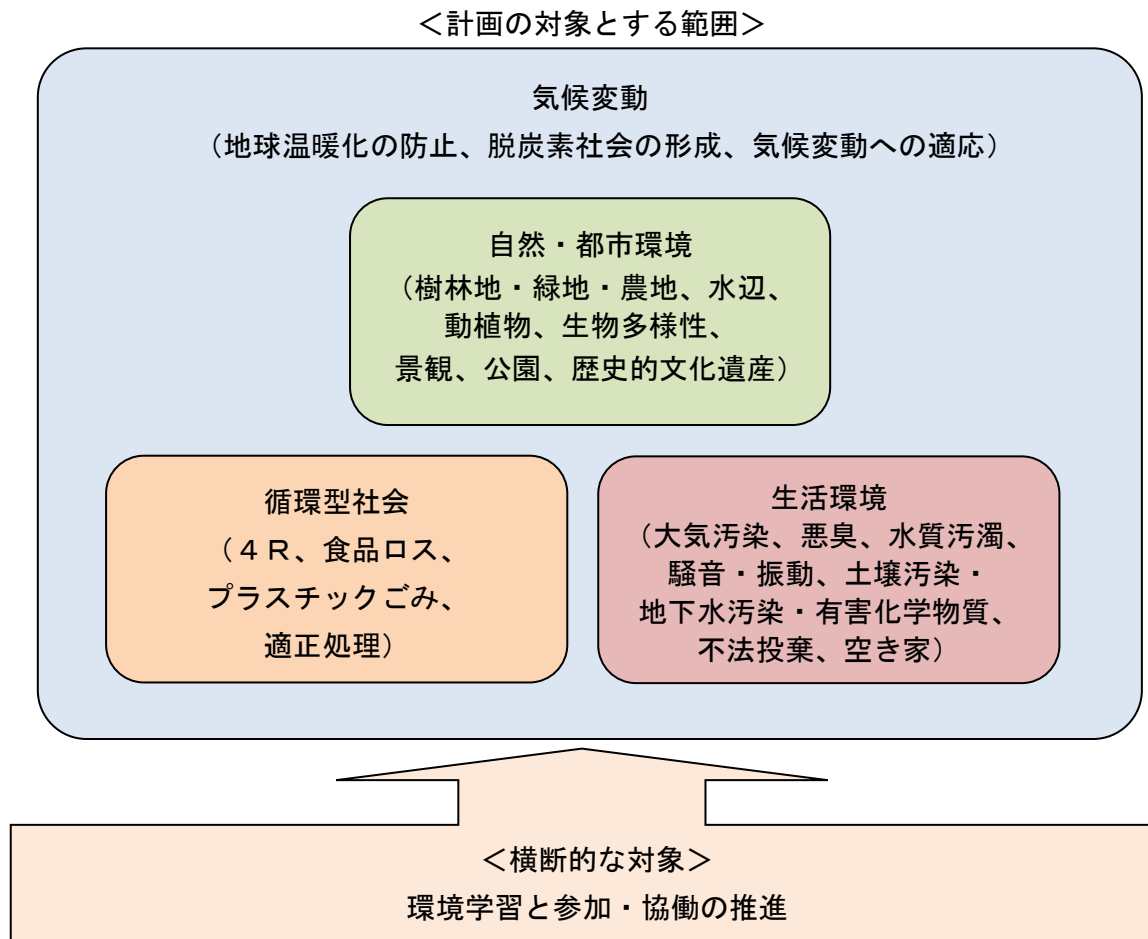
- ・日常生活において、環境に配慮した生活を行い、環境の負荷の低減に努めます。
- ・環境の保全等に関する学習の機会や地域活動に積極的に参加するなど、身近なところから主体的に取り組みます。
- ・環境に配慮された製品やサービスを優先的に選択します。

#### 事業者の責任と役割

- ・関係法令を遵守し、事業活動に伴う環境負荷の低減に努めます。
- ・事業活動に係る製品等を使用又は廃棄することによる環境への負荷を低減するために、主体的に取り組みます。
- ・環境負荷の低い製品やサービスの提供に努めます。
- ・環境の保全等に関する情報を積極的に収集・活用するとともに、地域活動へ参加します。

## 6 計画の対象とする範囲

本計画の対象とする範囲は、「自然・都市環境」、「循環型社会」、「生活環境」、「気候変動」として区分します。また、これらの4つの環境区分と横断的に関わる「環境学習と参加・協働の推進」を範囲に含めます。



## 第2章 環境に関連する動向

### 1 環境を取り巻く社会情勢

第二次計画の計画期間（平成28年度から令和7年度まで）の国内及び国際動向について、以下にまとめました。

近年は、「気候変動への適応」や「廃プラスチックによる海洋汚染問題」等が大きな問題として取り上げられています。国では、令和6年度に「第六次環境基本計画」と新たな「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。

年度	主な国内動向	主な国際動向
平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府が2050（令和32）年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す「地球温暖化対策計画」を閣議決定した。</li> <li>2015（平成27）年12月のCOP21で採択された地球温暖化対策の新枠組である「パリ協定」を批准した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2015（平成27）年12月のCOP21で採択された地球温暖化対策の新枠組である「パリ協定」を発効（2016（平成28）年11月4日）した。</li> </ul>
平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境省に「環境再生・資源循環局」が設置された。</li> <li>国内希少種の指定からオオタカが解除された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>米国大統領が「パリ協定からの離脱」を宣言した。</li> </ul>
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県及び市町村でも、気候変動適応計画の策定を努力義務として定める「気候変動適応法」が制定・施行された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>COP24でパリ協定の本格運用に向けた実施指針「カトヴィツェ気候パッケージ」が採択された。</li> </ul>
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>資源の有効利用、海洋プラスチックごみ問題、アジア諸国の輸入制限への対応等の課題に対処し、持続可能な社会の実現に向けた、我が国の方向性を示す「プラスチック資源循環戦略」が策定された。</li> <li>2050年ゼロエミッション東京の実現に向けたビジョンとロードマップをまとめた「ゼロエミッション東京戦略」が策定された。</li> <li>「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>G20大阪サミットで廃プラスチックによる、海洋汚染問題や気候変動が重要な議題として取り上げられた。</li> </ul>
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」が改正された。</li> <li>「大気汚染防止法」が改正され、建築物等の解体等工事における石綿の飛散防止の規制対象が全ての石綿含有建材へ拡大された。</li> <li>菅総理大臣所信表明により、2050（令和32）年までに脱炭素社会の実現を目指すことが宣言された。</li> <li>東京都が「ゼロエミッション東京戦略2020 Update &amp; Report」を策定・公表し、2030（令和12）年までのカーボンハーフ（CO<sub>2</sub>排出量50%削減）に向けた具体的な取組の強化を示した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルスの感染が世界的に拡大した。</li> </ul>

年度	主な国内動向	主な国際動向
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都が2030（令和12）年までに温室効果ガスを50%削減するカーボンハーフを宣言した。</li> <li>「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正された。</li> <li>「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、温室効果ガス排出量を2030（令和12）年度に2013（平成25）年度比46%削減する目標が設定された。</li> <li>「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が制定された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>COP26で「グラスゴー気候合意」が採択された。</li> <li>G7コーンウォールサミットで「30by30目標」に取り組むことが約束された。</li> </ul>
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、ワンウェイプラスチック削減やライフサイクル全体での3R+Renewableの取組が義務化された。</li> <li>「東京都環境基本計画」が改定された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>IPCCが「第6次評価報告書」の統合報告書を公表した。</li> <li>COP15（生物多様性条約締結国会議）で「昆明・モンリオール生物多様性枠組」が採択された。</li> </ul>
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>「気候変動適応法」が改正された。</li> <li>「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」が閣議決定された。</li> <li>「生物多様性国家戦略2023-2030」が策定された。</li> <li>「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」が施行された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国連SDGサミットで各国首脳が行動加速の政治宣言を採択し、2030アジェンダ中間年での達成遅れに緊急対応を表明した。</li> <li>COP28で世界全体の気候変動対策の進捗評価（グローバル・ストックテイク）が実施され、2025（令和7）年までに温室効果ガス排出をピークアウト、2030（令和12）年までに43%、2035（令和17）年までに60%削減、再生可能エネルギー発電容量3倍、省エネルギー改善率2倍等で合意した。</li> </ul>
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>改正された「気候変動適応法」が全面施行され、熱中症警戒情報・クーリングシェルター指定などの適応策が強化された。</li> <li>「第六次環境基本計画」が閣議決定された。</li> <li>「地球温暖化対策計画」が見直しされ、温室効果ガス排出量を新たに2035（令和17）年度に60%削減、2040（令和22）年度に73%削減（ともに2013（平成25）年度比）の目標が明示された。</li> <li>「第五次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>COP29で気候資金目標を2035（令和17）年までに年3,000億ドルへ拡大する「バクー合意」が採択された。</li> <li>国連環境総会（ナイロビ）で「トリプル・プラネタリー・クライシス」対応など15の決議が採択された。</li> </ul>
令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>改正された「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」が全面施行され、全ての新築住宅・小規模建築物に対し省エネルギー基準への適合が義務化された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>COP30で途上国向け気候資金を2035（令和17）年までに年1.3兆ドル規模へ拡大する等の「ムチラン決定」が採択された。</li> </ul>

## (1) 総合的な環境政策の推進

国際的には、平成27年に採択されたSDGsが「誰一人取り残さない」という理念のもと17目標を掲げ、令和5年のSDGサミットでは、停滞する進捗に対して加速を促す宣言が行われました。また、地球システムの限界を示すプラネタリー・バウンダリー（環境収容力）の考え方が共有され、経済と社会を支える生物圏の健全性が重視されています。

国では、令和6年5月に「第六次環境基本計画」を閣議決定し、気候変動・生物多様性の損失・汚染という三重の環境危機に統合的・相乗的に対処し、環境保全を通じてウェルビーイングを高めることを最上位目標としました。これは、プラネタリー・バウンダリーを守り環境の質を向上させることで、循環共生型社会（環境・生命文明社会）の構築を目指すものです。その基盤として、自然資本の維持・回復・充実や環境価値の活用が示され、科学に基づく取組のスピードとスケールの確保、ネットゼロ・循環経済・ネイチャーポジティブの相乗効果、政府・市場・市民社会等の共進化、地域循環共生圏での新たな成長の実践・実装の4つの政策展開の方向性が示されました。これらの方向性を踏まえ、経済システム、国土、地域、暮らし、科学技術・イノベーション、国際の6分野にわたる重点戦略と、気候変動対策、循環型社会の形成、生物多様性の確保・自然共生、環境リスクの管理など、個別環境政策の重点的施策等が示されています。

東京都では、令和4年に「東京都環境基本計画」を改定し、「ゼロエミッション東京」の実現に向けてエネルギー危機を踏まえた「戦略0」を追加した脱炭素とエネルギー安全保障の同時達成を打ち出しました。令和12年までに二酸化炭素排出量半減、プラスチック焼却量40%削減、食品ロス半減を目標とし、新築中小建物への太陽光パネル設置義務化など、都市型の先進施策を展開しつつ、国際発信を強化しています。

### 第六次環境基本計画の6分野の重点戦略

重点戦略：環境・経済・社会の課題を統合的に解決するような横断的な6つの戦略	
<p><b>1. 「新たな成長」を導く持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 環境負荷の総量削減と経済成長の絶対的なデカップリング</li> <li>✓ 無形資産投資の拡大等による財・サービスの高付加価値化</li> </ul>	<p><b>4. 「Well-being／高い生活の質」を実感できる安全・安心、かつ、健康で心豊かな暮らしの実現</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 人々の健康の保護と生活環境の保全の取組の推進</li> <li>✓ 良好な環境の創出の水準の向上、共生する社会の実現</li> </ul>
<p><b>2. 自然資本を基盤とした国土のストックとしての価値の向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 環境・経済・社会の統合的向上によるストックとしての価値の向上</li> <li>✓ レジリエンス強化等による安全・安心な地域の魅力度の向上</li> </ul>	<p><b>5. 「新たな成長」を支える科学技術・イノベーションの開発・実証と社会実装</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 国民の本質的なニーズを踏まえた環境関連の科学技術の実装</li> <li>✓ 科学技術の社会実装を推進し、国内外に展開</li> </ul>
<p><b>3. 環境・経済・社会の統合的向上の実践・実装の場としての地域づくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 地域資源を活用した持続可能な地域づくりによる課題解決に貢献</li> <li>✓ 長期的視点に立った地域循環共生圏の構築の推進</li> </ul>	<p><b>6. 環境を軸とした国益と人類の福祉に貢献する戦略的な外交・国際協調の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 環境を軸とした外交による世界の安定と人類の福祉への貢献</li> <li>✓ パートナーシップの強化やサプライチェーンの強靱化等の促進</li> </ul>

出典：環境省

## (2) 環境分野別の動向

### ①自然共生・生物多様性の確保

令和4年のCOP15では、昆明・モンテリオール生物多様性枠組が採択され、2050（令和32）年に「自然と共生する世界」を掲げるとともに、令和12年までに生物多様性を回復させるネイチャーポジティブの実現を目指しています。30by30（陸域・海域それぞれ30%の保全）や生態系回復30%など23のターゲットが設定されました。

国では、令和5年に策定した「生物多様性国家戦略2023－2030」にこの枠組の目標を反映し、自然共生サイト登録制度の構築や令和7年施行の「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」により自治体と事業者の保全活動を後押ししています。

東京都では、令和5年に「生物多様性地域戦略」を改定し、2050年ネイチャーポジティブへ向けて3つの基本戦略と10の行動方針を示しました。令和6年策定のアクションプランでは河川・樹林地を中心に30by30ロードマップを具体化し、緑地機能維持・増進事業や生物多様性配慮指針を拡充しています。また、TOKYO強靱化プロジェクトと連携し、防災と生態系保全を両立した都市モデルづくりを推進しています。

### ②気候変動対策の推進

平成27年の「パリ協定」では、平均気温上昇を1.5℃に抑え、今世紀後半に温室効果ガスの排出実質ゼロを目指す国際枠組みが確立されました。

令和3年のCOP26「グラスゴー気候合意」では、温室効果ガスの排出を令和12年までに平成22年比45%削減することを再確認し、令和5年のCOP28では初回グローバル・ストックテイクが実施され、令和12年までに令和4年比で再生可能エネルギー容量3倍、省エネルギー改善率2倍、令和7年排出ピークアウトなどが合意されました。

国では、令和2年10月の2050年カーボンニュートラル宣言後、「地球温暖化対策の推進に関する法律」、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」の改正や「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」の整備が進み、令和12年度までに平成25年度比で温室効果ガス排出量46%削減を掲げ、地域脱炭素やカーボンプライシングの導入を進めています。また、令和7年2月には新しい日本のNDC（国が決定する貢献）として、温室効果ガスを2013（平成25）年度比で2035（令和17）年度に60%、2040（令和22）年度に73%、それぞれ削減するという目標を国連気候変動枠組条約事務局へ提出しました。

東京都では、令和元年に「ゼロエミッション東京戦略」を策定し、令和3年に「カーボンハーフ」を宣言しました。令和5年の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（以下「環境確保条例」という。）の改正で新築建築物における屋根上への太陽光発電設備の設置を義務化し、ゼロエミッションビル拡大やZEV普及を加速させています。更に、令和6年に改定した「気候変動適応計画」では、自然災害・健康・水資源リスクへの適応策を具体化し、河川整備や都市緑化でレジリエンス向上を図っています。

また、令和7年3月に策定した「ゼロエミッション東京戦略 Beyondカーボンハーフ」において、2035（令和17）年までに温室効果ガスを2000（平成12）年比60%以上削減する目標を設定しています。

### ③資源循環の質の向上

海洋プラスチック汚染の深刻化を受け、令和元年の「バーゼル条約」の改正において汚染プラスチックごみの越境規制が強化され、令和4年の国連環境総会では法的拘束力を持つプラスチック条約の交渉が開始されました。

国では、令和6年に策定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」において循環経済を国家戦略として位置付け、「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」や「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」など自治体や製造事業者による資源化が可能となるよう法整備を行いました。

また、令和元年に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）において平成25年度比で令和12年までに食品ロス量を半減させる目標が掲げられました。事業系食品ロスは8年前倒しで目標を達成し、令和7年の第2次の基本方針では60%削減に引き上げられています。

東京都では「ゼロエミッション東京戦略」に基づき、廃プラスチック焼却量は平成29年度比40%削減を掲げ、令和3年に策定した「東京都資源循環・廃棄物処理計画」に沿って都市型循環モデルの構築を進めています。

### ④生活環境の保全

生活環境の保全では、いわゆる典型7公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）への対策が進展し、広域かつ深刻な環境への影響はみられなくなってきました。

その一方で、近年では、毎年のように夏季の高温が史上最高を更新するなど気候変動に伴う健康影響が顕在化しています。高温により熱中症の症状を訴える人が増加し、東京都では、令和7年に熱中症の疑いで救急搬送された人が8,000人を超えています。令和6年から、熱中症特別警戒アラートの運用が開始され、翌日又は当日の暑さ指数(WBGT)が35に達すると予測される場合に発表されます。熱中症特別警戒アラートが発表されると、自治体によるクーリングシェルター（指定暑熱避難施設）の開放等の判断をすることになりました。令和7年に改正された「労働安全衛生規則」が施行され、事業者の熱中症対策が義務化されています。

また、管理者不在の空き家周辺的生活環境の悪化などが課題となっています。全国で900万戸が空き家になっているとのデータもあり、国では令和5年12月に「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」を施行し、管理不全となっている空き家が放置されて特定空家となる前に市町村が指導・監督できる制度を新設しました。東京都は、空家対策をワンストップで相談できるポータルサイトを設置し、制度や相談及び物件に関する情報を集約しているほか、空家家財整理と解体促進事業の補助制度を設けて管理不全の危険な空き家が増加することを防ぐ対策を行っています。

## ⑤環境教育・環境学習の推進

ユネスコは「E S D f o r 2 0 3 0（令和12年目標）」を掲げ、脱炭素・循環経済の推進を強化しています。

国では、令和6年改定の「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」において、行動変容と社会システム変革の連動、体験と対話・協働、ICT活用、中間支援組織の強化を示し、学校と社会教育の連携を促進しています。

東京都は、「ゼロエミッション東京戦略B e y o n dカーボンハーフ」の下、都民の行動変容と学びを促す取組を強化しています。水素の学び拠点「東京スイソミル」の運営や、イベント情報・学習コンテンツを集約したポータル「T O K Y O環境学習ひろば」を通じて、家庭・学校・地域での学びを後押ししています。資源循環の分野では「T O K Y Oサーキュラーエコノミーアクション」を軸に、相談・マッチング、補助事業、シンポジウム等を展開し、ライフステージ全体で環境リテラシーと実践を広げています。さらに、東京都は「家庭の環境アクション推進事業」により、脱炭素に資する新しいサービスの実証を支援するなど、アイデアの社会実装を支援しています。これらの取組により、学校教育・地域活動・事業者や団体の取組が連動し、2050年ゼロエミッション東京の実現に向けた学びと行動の基盤を整えています。

本市では、このような環境教育の流れを受けて、教育委員会が市内の小中学校(校区)の一部を「ゼロカーボンシティチャレンジ校」として指定し、「ゼロカーボンシティ」の実現に向けて、地球温暖化や環境に関する課題についての理解を深め、児童・生徒が自発的に考え行動することを目指す、様々な取組を行っています。学校での教育を通じた児童・生徒への環境意識の醸成を図ることで、家庭への波及といった効果も併せ持っています。

SDGs（持続可能な開発目標）の17のゴールについて

「武蔵村山市第五次長期総合計画（基本構想）」で本市の新たな課題として位置付けた「SDGsの達成に向けた取組」に対応するために、本計画では、SDGsの17のゴールのアイコンを各施策に表示し、それぞれの施策がどのゴールの達成に資する取組であるかを示します。

アイコン	ゴールの名称等	アイコン	ゴールの名称等
	<b>1. 貧困をなくそう</b> あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる		<b>10. 人や国の不平等をなくそう</b> 各国内及び各国間の不平等を是正する
	<b>2. 飢餓をゼロに</b> 飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する		<b>11. 住み続けられるまちづくりを</b> 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な人間居住を実現する
	<b>3. すべての人に健康と福祉を</b> あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		<b>12. つくる責任つかう責任</b> 持続可能な生産消費形態を確保する
	<b>4. 質の高い教育をみんなに</b> すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する		<b>13. 気候変動に具体的な対策を</b> 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	<b>5. ジェンダー平等を実現しよう</b> ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う		<b>14. 海の豊かさを守ろう</b> 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	<b>6. 安全な水とトイレを世界中に</b> すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する		<b>15. 陸の豊かさも守ろう</b> 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	<b>7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに</b> すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する		<b>16. 平和と公正をすべての人に</b> 平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	<b>8. 働きがいも経済成長も</b> 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する		<b>17. パートナリシップで目標を達成しよう</b> 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
	<b>9. 産業と技術革新の基盤をつくろう</b> 強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		・ <b>カラーホイール</b> 17のゴールそれぞれのカラーを一つの輪として表現した、SDGsを象徴するアイコン

SDGsは、この17のゴールのほかに、169のターゲットを定めています。

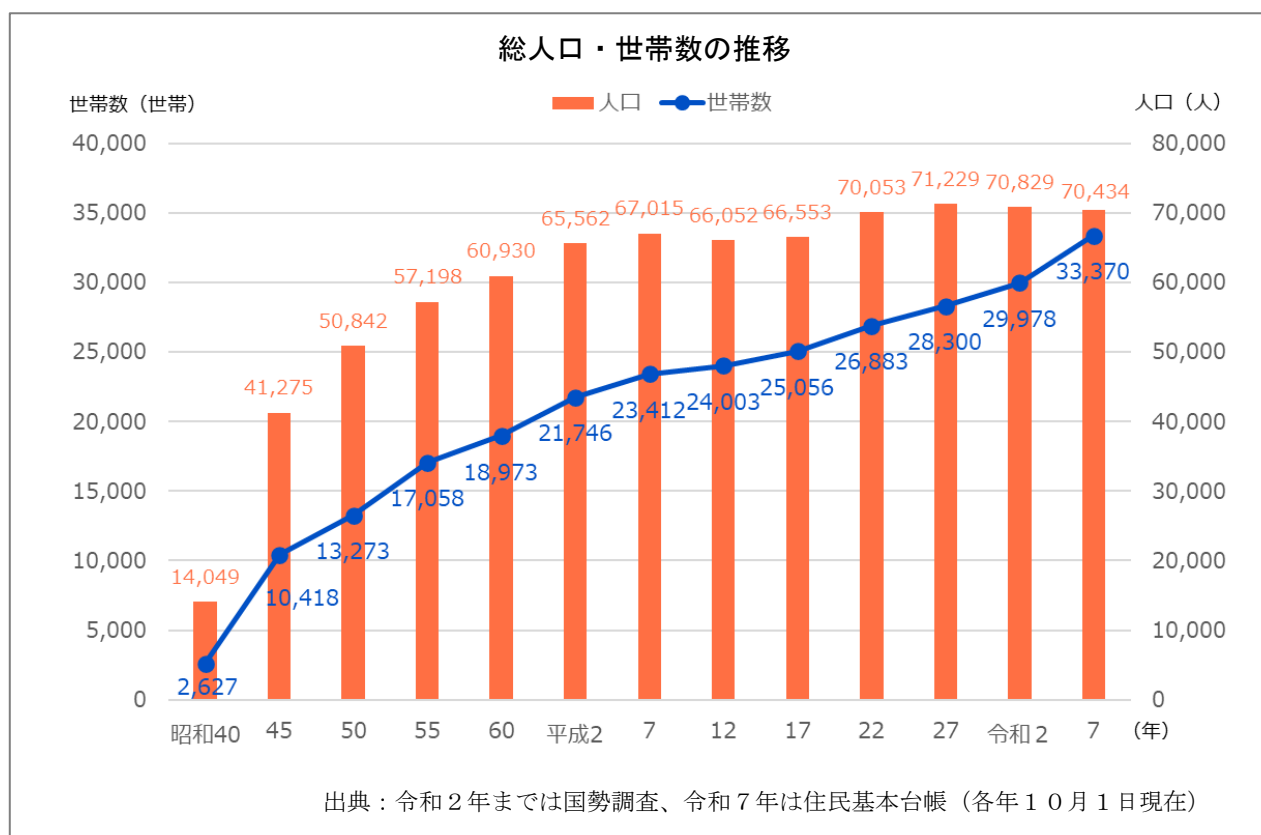
## 2 武蔵村山市の概要

### (1) 人口

#### ①総人口・世帯数

本市の人口は、昭和40～45年にかけて、都営村山団地の建設等により急増し、平成7年に一度ピークを迎えました。その後、一旦減少傾向を示した後、平成14年頃から再び増加傾向に転じましたが、令和元年以降は減少傾向にあります。

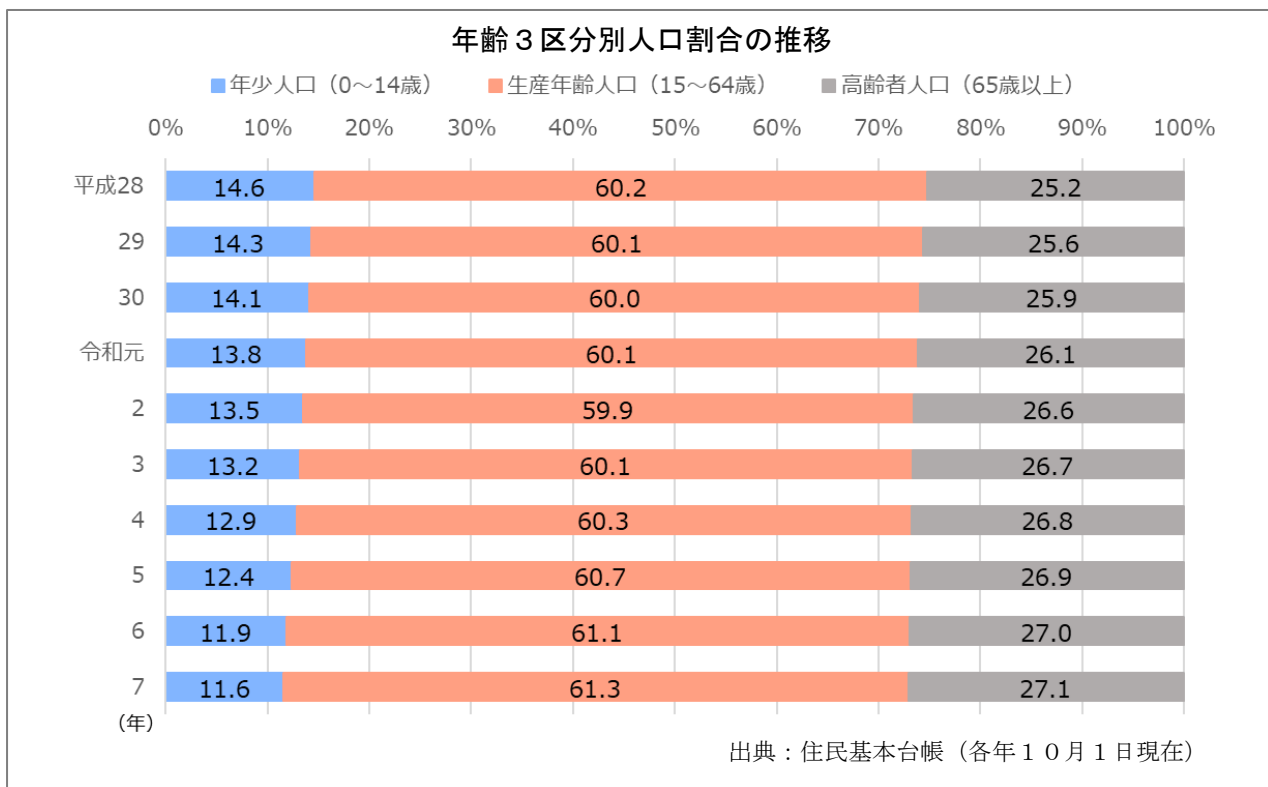
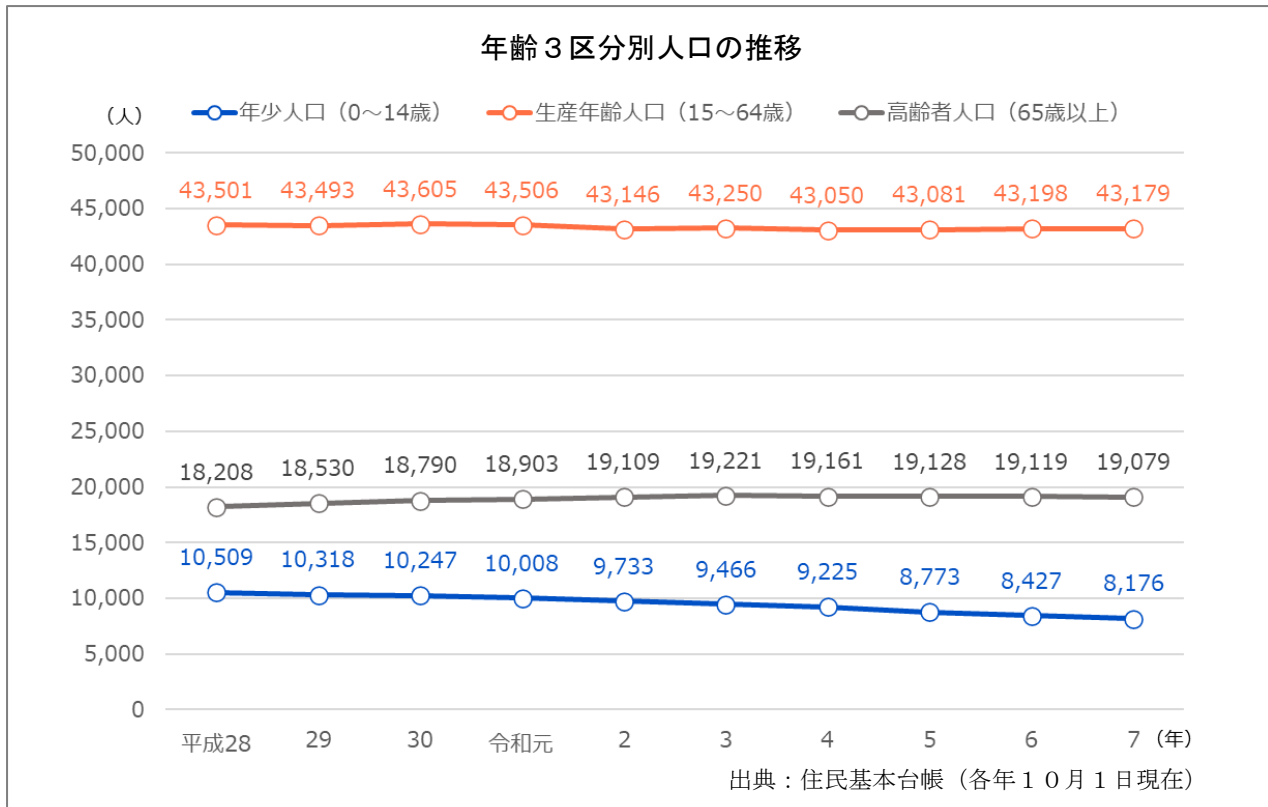
令和7年10月1日現在の総人口は70,434人で、世帯数は33,370世帯(いずれも住民基本台帳による)となっています。



## ②年齢3区分別人口

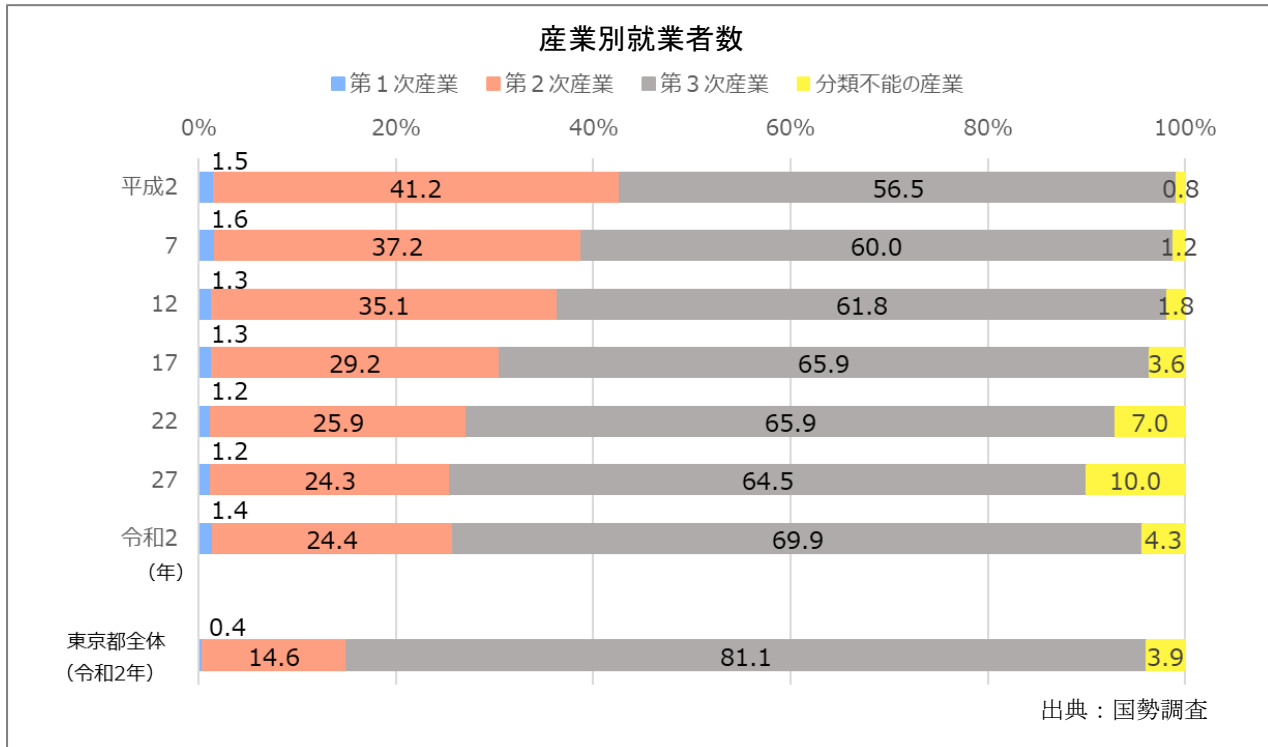
65歳以上の人口（高齢者人口）が増加傾向又は横ばいで推移する一方で、0～14歳の人口（年少人口）は減少傾向を示しています。また、15～64歳の人口（生産年齢人口）については、令和4年頃から緩やかな増加傾向を示しています。

年齢3区分内の割合としては、生産年齢人口が最も多く約6割、次いで、高齢者人口が約3割、年少人口が約1割となっています。



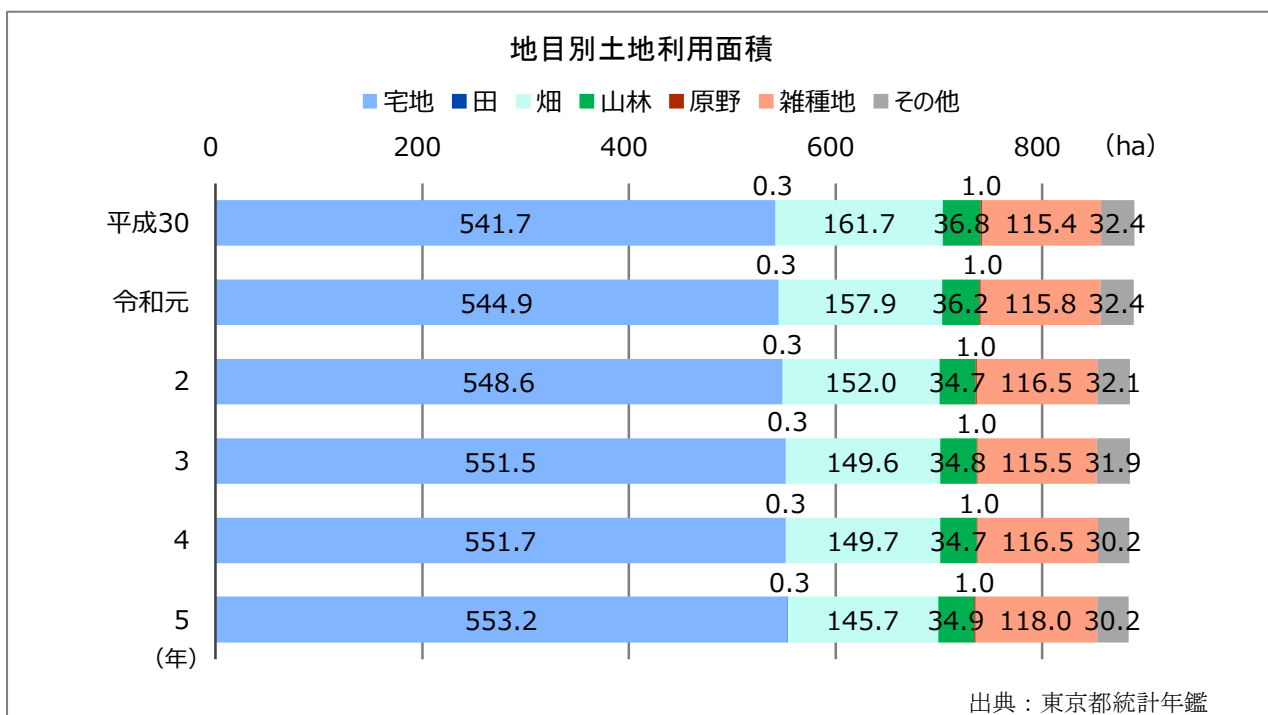
### ③産業別就業者数

産業別就業者数の近年の動向は、第1次産業（農業など）及び第2次産業（製造業・建設業など）の比率は、減少傾向又は横ばいで推移し、第3次産業（サービス業など）の比率は増加傾向にあります。



### (2) 土地利用

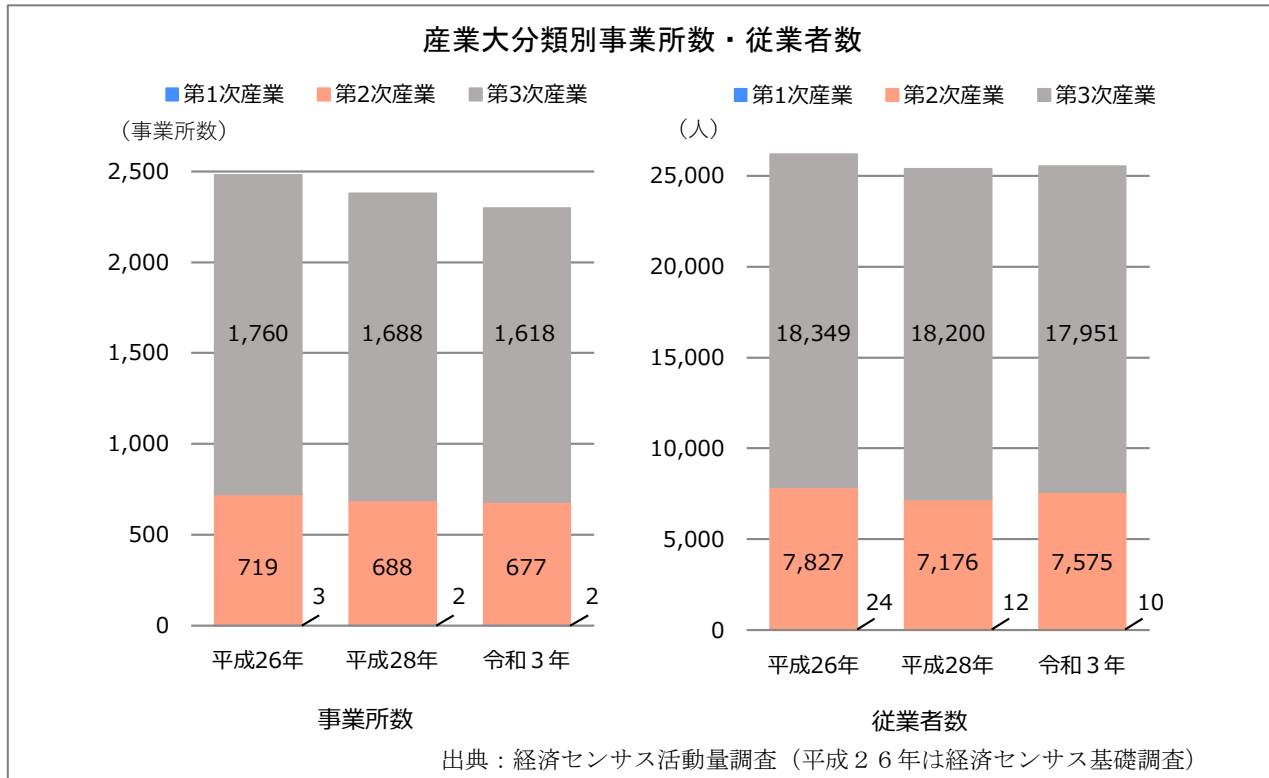
宅地は全体の6割を占め、増加傾向となっています。  
一方、畑、山林は減少傾向にあります。



### (3) 産業構造

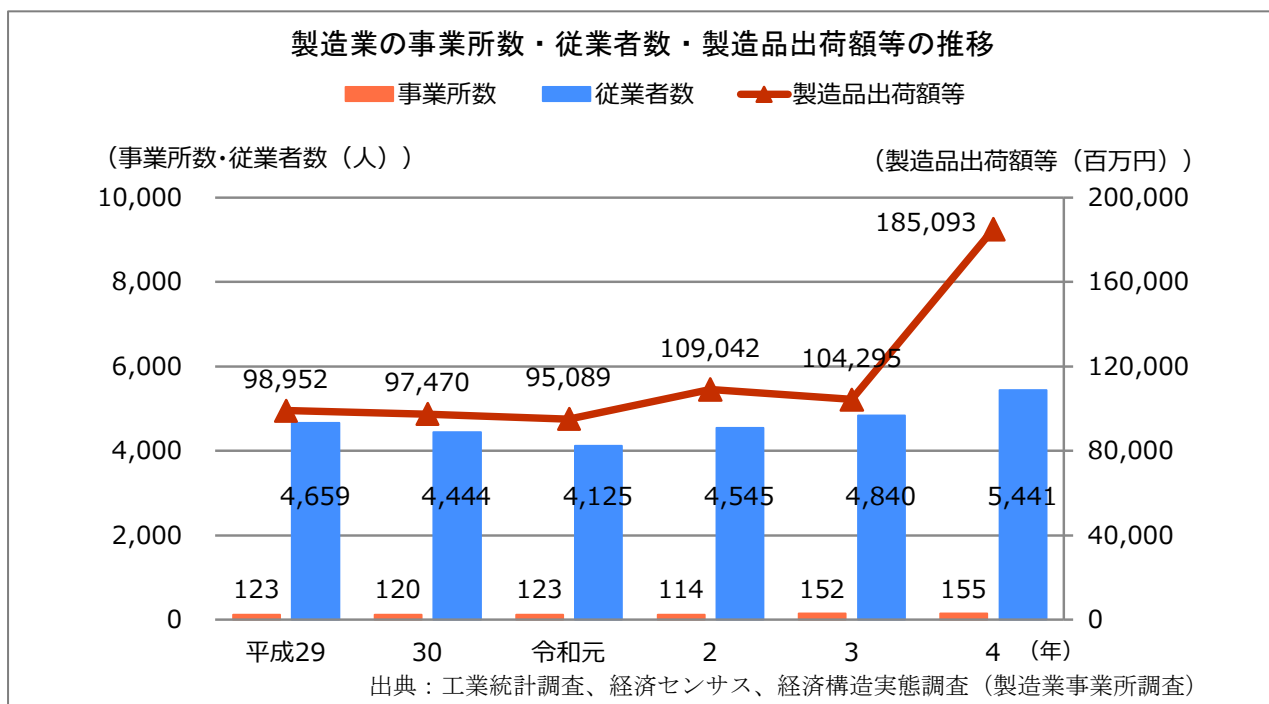
#### ①事業所数・従業者数

産業大分類別の事業所数・従業者数は第3次産業（サービス業など）が最も多く、共に全体の7割を占めています。第1次産業（農業など）の事業所数・従業者数はわずかです。



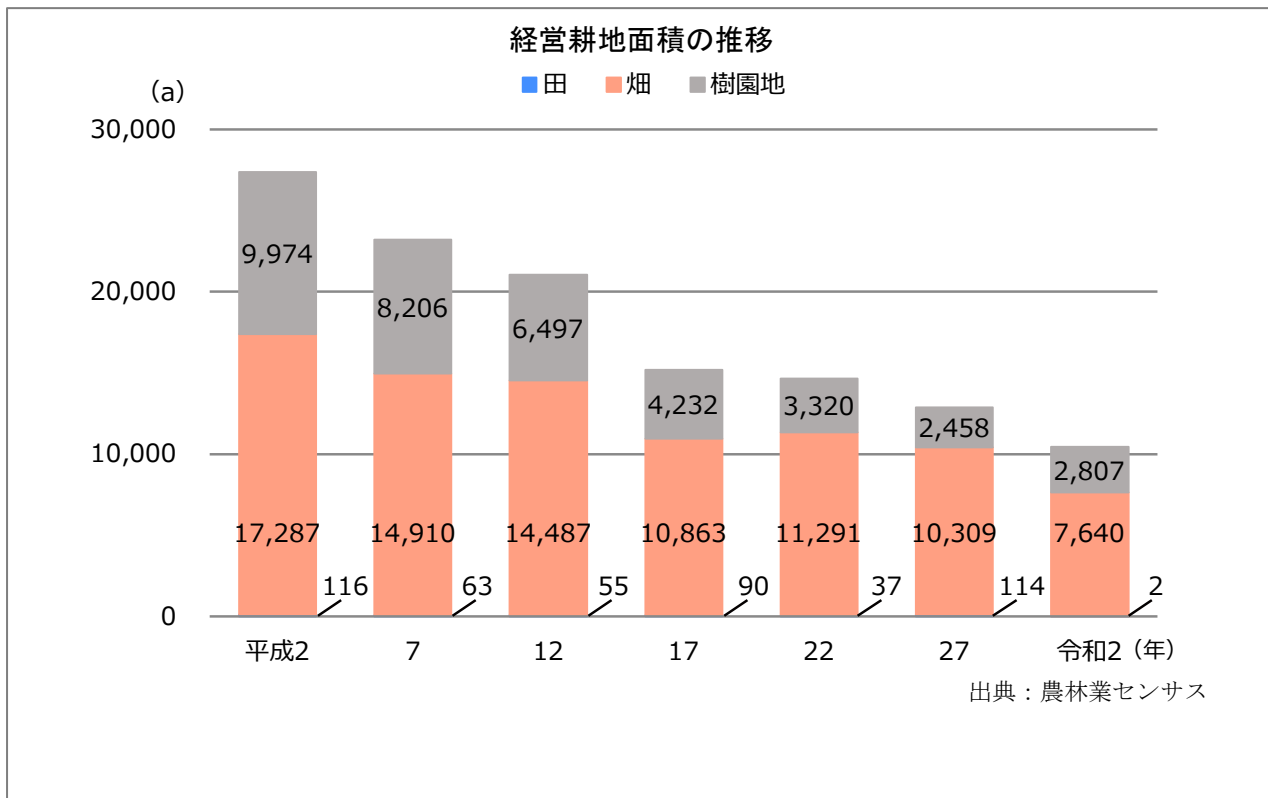
#### ②製造業の事業所数・従業者数・製造品出荷額等

製造業の製造品出荷額等は増加と減少を繰り返しています。



### ③経営耕地面積

農業については、経営耕地面積が年々減少しています。



### 3 市民・事業者の意識

令和6年度に「武蔵村山市環境に関する市民・事業者意識調査」（以下「令和6年度意識調査」という。）として、市民及び事業者を対象にアンケート調査を行いました。令和6年度意識調査では、本市の環境や行政の支援に対する満足度、取り組んでいる環境行動、本市の環境施策、環境活動への参加状況等について把握しました。

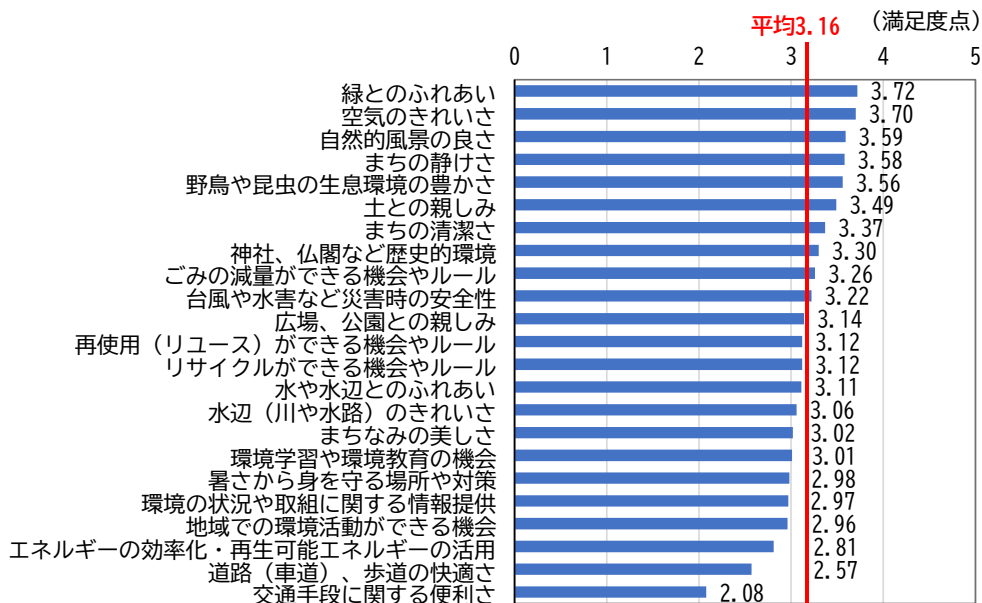
令和6年度意識調査の概要

区分	市民	事業者
調査対象	武蔵村山市に住む 満18歳以上2,000人	武蔵村山市内の事業所 500箇所
抽出法	「住民基本台帳」から 無作為抽出	市内事業所からの抽出
調査期間	令和6年10月1日～10月18日	
配布数	2,000件	500件
回収数（回収率）	622（31.1%）	117（23.4%）

#### （1）周辺の環境に対する満足度

周辺の環境に対する満足度の回答を点数化し満足度点\*として集計した結果、満足度点の平均は3.16となり、23項目中10項目で平均を超えていました。満足度点が高かった上位3つの項目は、高い順に「緑とのふれあい」、「空気のきれいさ」、「自然的風景の良さ」でした。反対に、満足度点が低かった上位3つは、低い順に「交通手段に関する便利さ」、「道路（車道）、歩道の快適さ」、「エネルギーの効率化・再生可能エネルギーの活用」でした。

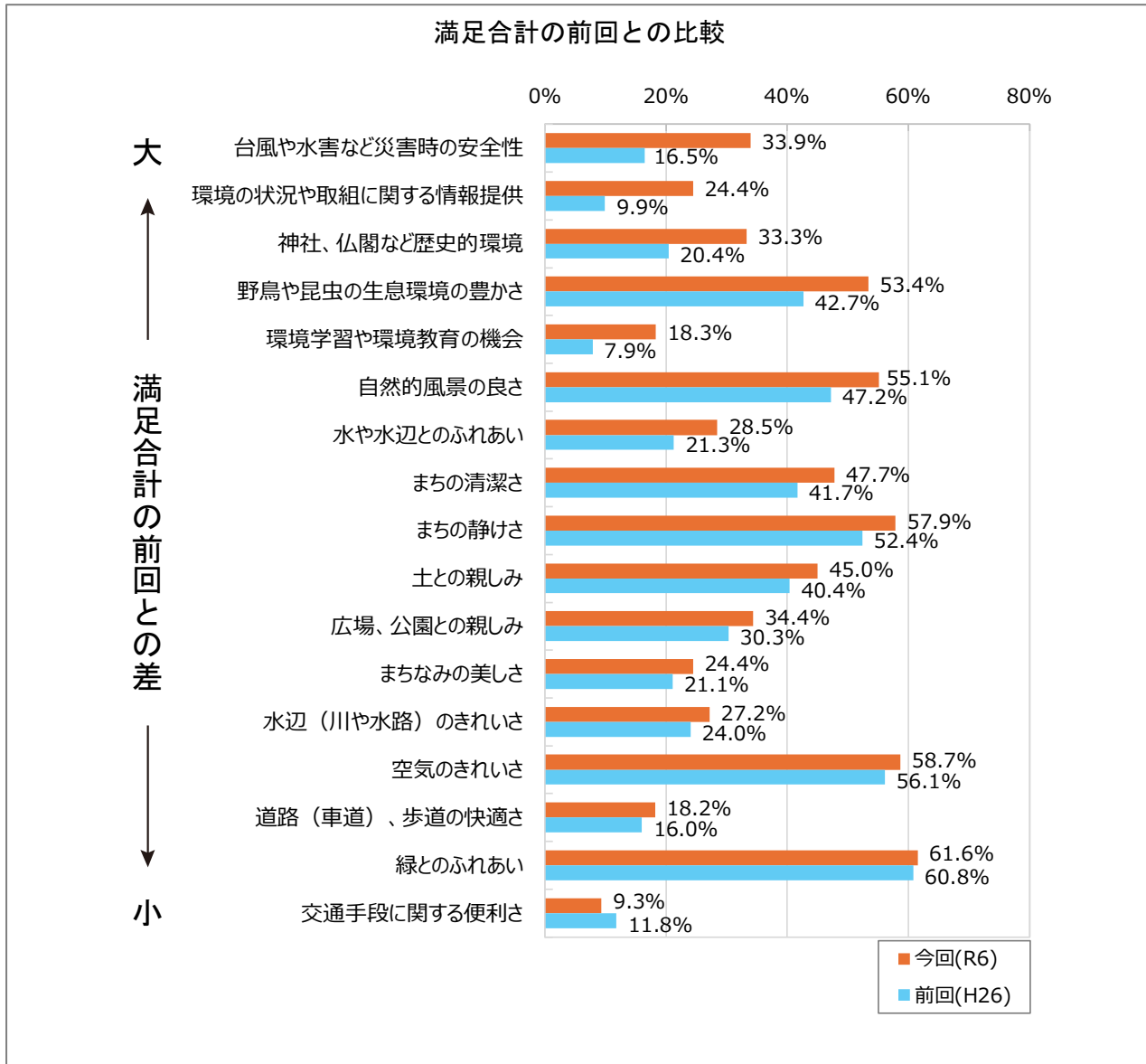
満足度点の集計結果



\*満足度点：「満足」を5点、「やや満足」を4点、「普通」を3点、「やや不満」を2点、「不満」を1点とし、それぞれの回答数を乗じて合計し、回答者数で除した値

令和6年度意識調査では、前回（平成26年度）と比べてほぼ全ての項目で「満足合計」（「満足」及び「やや満足」の合計）が向上していました。上昇幅が大きかった上位3つの項目は、上昇幅が大きい順に「台風や水害など災害時の安全性」、「環境の状況や取組に関する情報提供」、「神社、仏閣など歴史的環境」でした。

一方、「交通手段に関する便利さ」は低下しました。

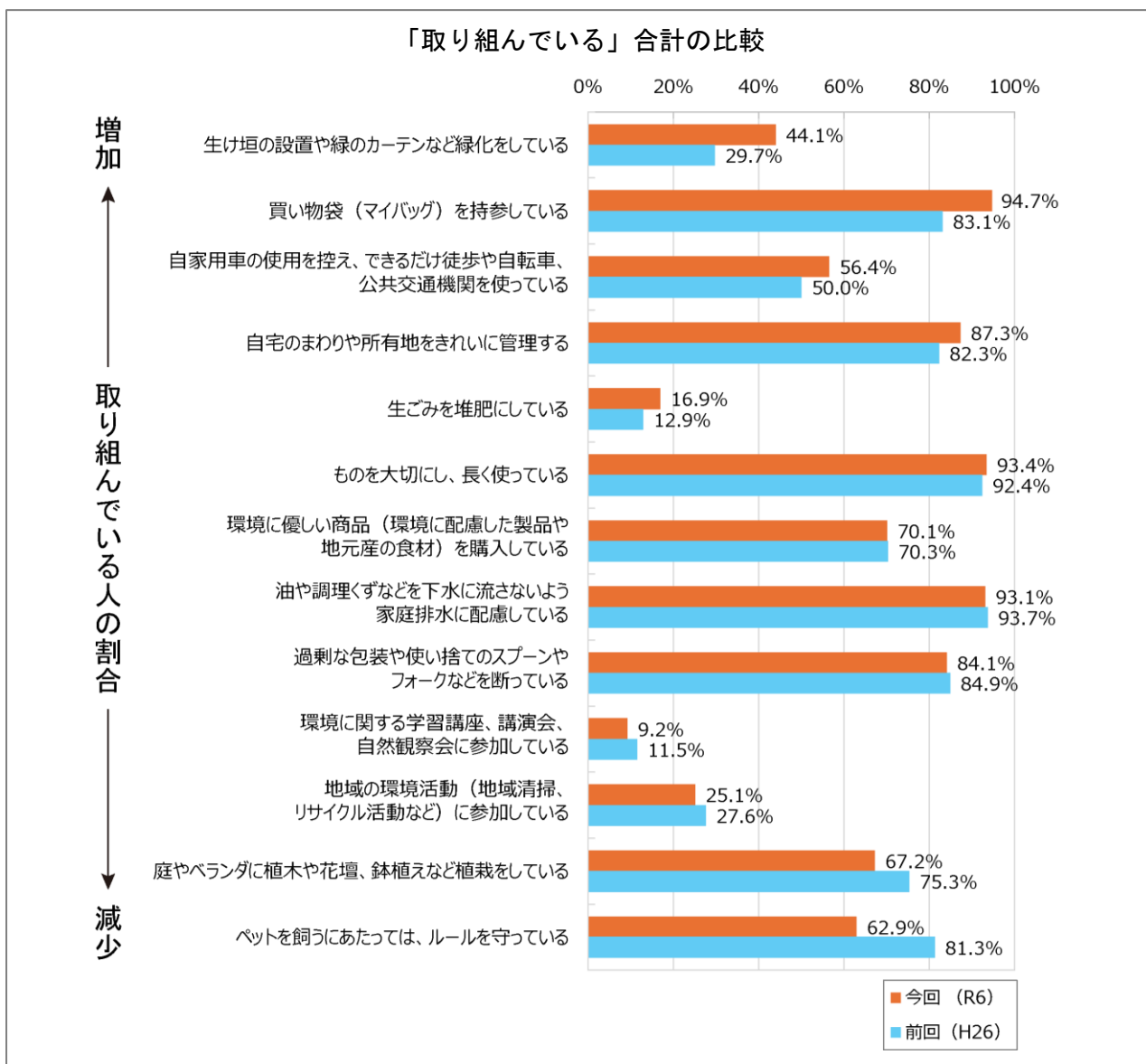


## (2) 市民の環境に関する取組状況

令和6年度意識調査では、前回と比較可能な13項目のうち6項目で向上し、7項目で低下していました。

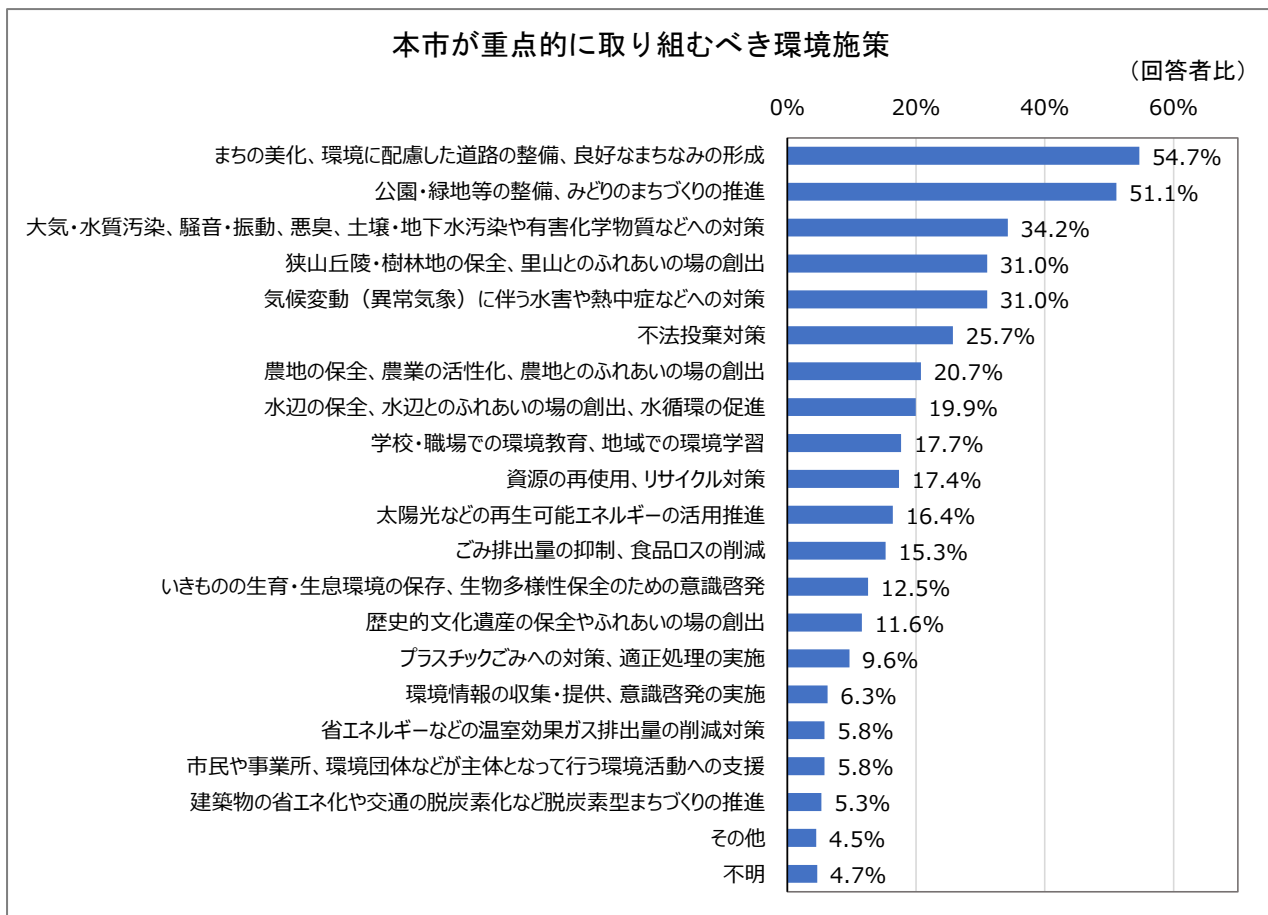
取り組んでいる人の割合が増えた項目の上位3つは、「生け垣の設置や緑のカーテンなど緑化をしている」、「買い物袋（マイバッグ）を持参している」、「自家用車の使用を控え、できるだけ徒歩や自転車、公共交通機関を使っている」でした。

一方、取り組んでいる人の割合が減った項目の上位3つは「ペットを飼うにあたっては、ルールを守っている」、「庭やベランダに植木や花壇、鉢植えなど植栽をしている」、「地域の環境活動（地域清掃、リサイクル活動など）に参加している」でした。



### (3) 本市が重点的に取り組むべき環境施策

本市が重点的に取り組むべき環境施策については、「まちの美化、環境に配慮した道路の整備、良好なまちなみの形成」が最も多く、次いで「公園・緑地等の整備、みどりのまちづくりの推進」、「大気・水質汚染、騒音・振動、悪臭、土壌・地下水汚染や有害化学物質などへの対策」の順に多い結果でした。まちづくりのハード整備や、典型的な公害へ直接的な対応などが求められていることがうかがえます。



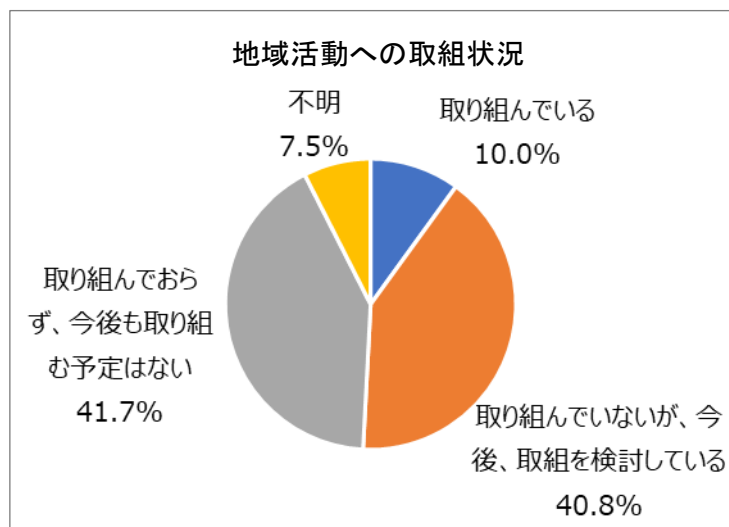
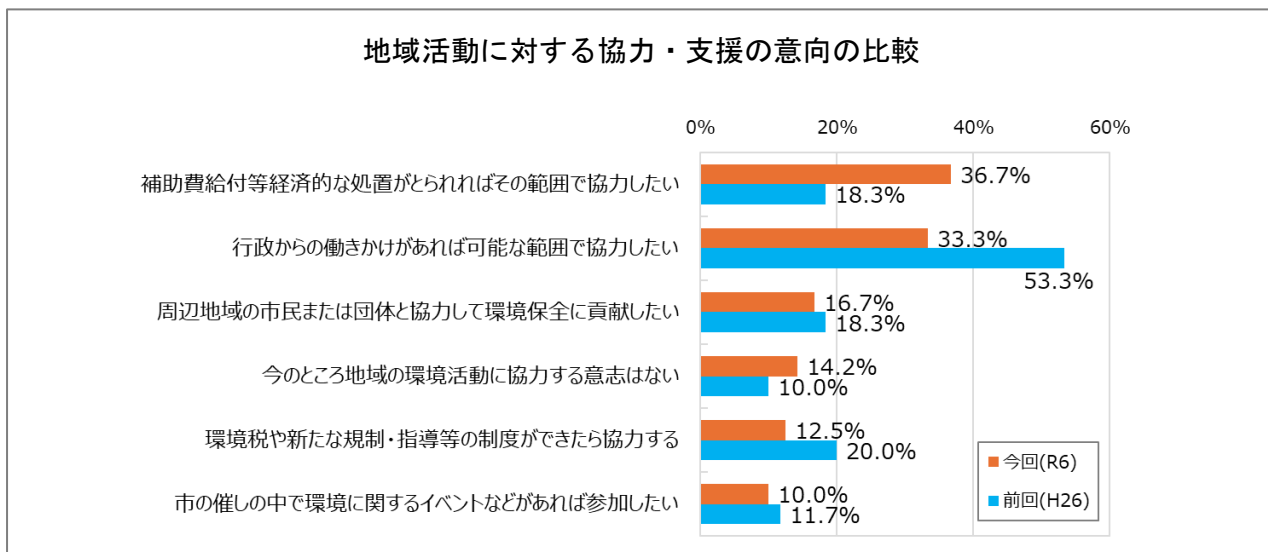
#### (4) 事業者の地域活動に対する協力・支援の意向

事業者に対して、地域の環境に関する活動に対する協力、支援の意向について、多かった回答の上位3つは「補助費給付等経済的な処置がとられればその範囲で協力したい」、「行政からの働きかけがあれば可能な範囲で協力したい」、「周辺地域の市民または団体と協力して環境保全に貢献したい」の順でした。

令和6年度意識調査では、前回と比較可能な6項目のうち1項目で向上し、5項目で低下していました。特に、「補助費給付等経済的な処置がとられればその範囲で協力したい」の回答数が増加しており、依然として事業者を取り巻く経済情勢が厳しい状況がうかがえました。経済情勢の改善や補助制度等の新設等によって事業者の経営環境が改善することで、環境に関する活動へ協力する事業者が増えるものと考えられます。

また、「行政からの働きかけがあれば可能な範囲で協力したい」が前回と比較して20ポイント低下しています。事業者の意向を把握する機会を創出するなど、事業者と行政の連携を深める取組の検討が必要です。

地域の環境に関する活動への取組状況を聞いたところ、「取り組んでいる」は回答者の1割程度と少ないものの、「取り組んでいないが、今後取組を検討している」が4割程度であり、一定数の事業者が取り組む意向を示していました。



## 4 第二次計画の振り返り

第二次計画で設定した施策の柱ごとに、令和6年度時点での主な取組の実施状況について整理しました。なお、取組の達成状況を示す指標として設定した環境指標の達成状況については、参考資料「市民等意識調査の結果と第二次計画の評価」（74ページ）に掲載しています。

### （1）基本施策柱1 みどり等との共生

本市の豊かなみどりは、景観づくりや動植物の生息・生育環境、暑さの緩和、健康づくりや憩いの場の提供など、多様な価値を持っています。本市では計画に基づき、樹林地や生け垣の保全、広報やイベントでの発信を重ね、身近な自然を大切にする気持ちを育んできました。

公園・緑地等のボランティア人数や公園等の緑化で指導的な役割を担うグリーンヘルパー（1級）の人数は目標を達成するなど、みどりの保全・創出に関わる市民の意識は確実に高まっています。

令和6年度意識調査の結果でも、緑とふれあう心地よさや自然的な風景への評価が高く、将来に残したい場所として里山や水辺、公園などが挙げられています。

一方で、市全体の緑化総量（緑被率）は、宅地開発等により減少傾向で目標値を下回っており、自宅や事業所の敷地内など、身近な場所の緑化を進めていくことが今後も必要です。

### （2）基本施策柱2 エネルギーの有効利用の推進

本市では令和4年9月に「2050（令和32）年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする『ゼロカーボンシティ』の実現」を目指すことを宣言し、公共施設の更なる省エネルギー化や再生可能エネルギーの活用、家庭や事業所への太陽光発電設備や家庭用蓄電池の設置等への支援など、暮らしに身近なところから理解と実践の場を広げてきました。令和7年3月には「武蔵村山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、市民や事業者とゼロカーボンシティ実現の方向性を共有し、各種の取組を推進しています。

令和6年度意識調査の結果では、市民・事業者ともに省エネルギー機器や再生可能エネルギーの導入への関心の高まりがうかがえる一方、具体的な選び方や導入方法を知る機会についての要望も寄せられており、幅広い内容の情報発信が必要です。

### （3）基本施策柱3 4Rの推進

循環型社会の実現に向け、本市では家庭ごみの有料化、戸別収集に取り組み、家庭と地域でのごみの減量や資源化を進めてきました。また、生ごみを自家処理できるミニ・キエーロをモニター事業として配布し、普及啓発を行いました。それらの取組の結果、

市民1人1日当たりのごみの総排出量が大幅に減少し、本市が掲げるごみ減量の目標に近づいています。

令和6年度意識調査の結果では、市民は資源の分別やマイバッグの持参、ものを長く使う行動が広く根付いていることがうかがえました。

今後、ごみ減量と資源化に関する更なる普及啓発を行い、ごみの排出量を減らして資源化を推進し、循環型社会の実現に向けた取組を継続する必要があります。

#### **(4) 基本施策柱4 生活環境の保全**

本市では、市内の大気や水質、騒音などの調査を継続し、結果をまとめた資料を「環境保全のあらまし」として毎年公開しています。環境基準は一部の項目を除いてほぼ達成しており、良好な状態が続いています。

また、不法投棄については未然防止のためのパトロールを実施しているものの、依然として不法投棄がなくなる状況となっています。美化活動のクリーン作戦は、多くの市民の参加によって実施されています。

今後、クリーン作戦への参加者増加を図るとともに、ペットの飼育ルールに関する啓発活動の強化、不法投棄対策の監視パトロールの継続が必要です。

#### **(5) 基本施策柱5 環境行動・教育の推進**

本市では、環境教育の一環として、環境学習会、親と子の環境教室、小学校への副読本の作成・配布などを実施し、環境保全への意識啓発を進めてきました。

令和6年度意識調査において、市民・事業者の環境への意識と取組を把握しました。環境活動への参加のきっかけや情報の届け方について寄せられた声を参考にし、今後の取組に反映させていく必要があります。事業所からは、情報提供や相談、支援制度への案内、学びの機会に対する期待も寄せられました。

今後、これらの意見を踏まえ、具体的な行動へとつながる環境に関する情報発信の方法の工夫、活動機会の場の提供や支援、情報を共有する機会の創出などに関する施策を推進していくことが必要です。

## 5 策定に当たっての視点

本計画の策定に当たっては、第二次計画と同様に社会情勢の変化や市民意識、本市の現状と課題等を踏まえ、将来にわたってより良い環境づくりを推進するため、以下の視点を踏まえます。

### (1) 計画を取り巻く社会潮流の反映

ウェルビーイングの向上を最上位目標とする国の第六次環境基本計画やカーボンニュートラルの実現、生物多様性の回復（ネイチャーポジティブ）等、社会情勢の変化や技術の変革が加速していることを踏まえ、最新情報を見極めながら柔軟に対応します。

令和7年3月に策定した「武蔵村山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組を推進するとともに、狭山丘陵・農地・住宅地のみどり等を保全し、外来種対策や動植物の生息・生育環境の保全を東京都・周辺市町等と連携して推進していきます。

### (2) 市民ニーズを考慮した施策、分かりやすい施策の検討

令和6年度意識調査で把握した本市の環境の強みや対応すべき課題を施策に反映し、具体的に何に取り組むのかを市民や事業者に分かりやすく伝わるような体系となるよう編成します。

令和6年度意識調査の市民の結果では「空気のきれいさ」や「自然的風景の良さ」の満足度は平均以上でした。一方、「環境学習や環境教育の機会」や「環境の状況や取組に関する情報提供」、「地域での環境活動ができる機会」についての満足度が平均以下であったことから、情報や学習内容についての工夫や環境活動に参加しやすい機会づくりなどが課題となっています。

本計画では、効果的な情報提供の仕組みを設けるとともにICTを活用したイベント等も検討し、情報発信の強化と参画機会の拡充を図ります。

### (3) 環境と快適性の同時実現

豊かな自然環境と、便利で安全・安心に暮らすことができる都市環境が調和したまちづくりを視点に、環境配慮と快適性を同時に高める施策を推進します。

市民は本市の「自然の豊かさ」を高く評価しており、これを次世代に引き継ぐとともに、移動の利便性向上など生活の質の向上も求めています。

一方、満足度では「交通手段の便利さ」が平均より低い結果でした。将来の多摩都市モノレール延伸とそれに伴う新たなまちづくりの動きも見据え、公共交通の利便性向上や利用可能な交通手段の周知、自転車・EVなどの低炭素のモビリティの利用促進を通じ、環境負荷の低減と移動の利便性の両立を図ります。

#### (4) 多様な主体による取組の推進

市民・地域活動団体・事業者・学校・行政がそれぞれの強みを活かし、協働による取組を推進します。現在、地域で環境に関する取組を進める事業者は多くありませんが、令和6年度意識調査の結果から一定の意向を示していることから、今後、事業者に対して環境に関する必要な情報の提供を推進していきます。

また、広域的な課題は、国・東京都・周辺市町等との連携を強化し、取り組んでいきます。

地域での環境活動への参加割合が減少傾向にあり、参加促進策の検討が必要です。

#### (5) 計画の進捗管理について

環境指標を設定し、指標の進捗状況を毎年把握し評価することで、計画の進捗管理を行います。「武蔵村山市第五次長期総合計画」や個別計画等で目標値が設定されているものについては、その目標値を目標の目安とします。また、温室効果ガス排出削減量など、国や東京都での目標値が示されているものについては、本市の状況を踏まえつつ、国や東京都の目標値を参考として本市の目標値を設定します。なお、各計画の更新に伴い目標値が変更された場合は、本計画の見直し等のタイミングで整合を図るものとします。

## 第3章 望ましい環境の保全と創出に向けて

### 1 望ましい環境像と施策体系

#### (1) 望ましい環境像

本市は、都市近郊のベッドタウンとして発展してきた一方で、狭山丘陵をはじめとした樹林地や農地、住宅地の生け垣などの緑地、また、残堀川、空堀川といった水辺等の貴重で豊かな自然環境を有しています。

これは、市民にとっても、魅力的な要素となっているとともに、私たちはこの貴重な財産を次世代につなげていく責務があります。

一方で、市民が描く、将来の武蔵村山市の環境像は、豊かな自然環境を有しているとともに、安心して快適に暮らせるまちであり、その実現のためには、市民一人一人が環境を考えて行動していく必要があります。

こうしたことから、本市が目指す望ましい環境像を次のように設定します。

一人一人が環境を考え  
安心して快適に暮らせるまち  
むさしむらやま

この望ましい環境像には、次のメッセージが込められています。

#### 「一人一人が環境を考え」

市民だけでなく、事業者や行政も含めた、全ての主体が責任を持って環境を考える姿勢を表しています。

#### 「安心して快適に暮らせるまち」

自然災害への対応力や、安全な生活環境、環境汚染の未然防止などを通じて、誰もが安心して暮らせるまちの実現を目指します。また、都市と自然の調和、良好な住環境、みどり豊かな公園や水辺空間など、快適さを実感できる生活環境の形成を目指します。

## 【参考：10年後の武蔵村山市のイメージ】

10年後の武蔵村山市は、どのようなまちになっているのでしょうか。

『一人一人が環境を考え 安心して快適に暮らせるまち むさしむらやま』の実現に向けて取り組んだ先に、このようなまちの姿になっているのではないかという、あるべき姿を描きました。本計画においては、市・市民・事業者の協働のもと、このような社会実現を目指します。

### ○自然が大切にされ、人と自然が共生したまちになっています

- 狭小丘陵や住宅地の生け垣、農地、川など、まちのみどりを子どもも大人も本市の宝物として大事にしています。
- 身近なみどりには、多様な生き物が息づき、生物多様性が保たれています。
- 市内の店舗、給食や食卓には、市内の農産物が並び、地産地消が進んでいます。
- 市・市民・事業者が協力し、自然環境の保全と創出に積極的に取り組んでいます。

<対応する基本施策柱> 1 自然と共生するまちの創造

### ○脱炭素社会への移行が進んでいます

- 市民や事業者は、暮らしや事業活動において省エネルギー行動を実践し、再生可能エネルギーを活用した暮らしが広がっています。
- 電気自動車や公共交通、自転車や徒歩など、環境への負荷の少ない移動手段を率先して活用しています。

<対応する基本施策柱> 2 脱炭素社会への移行

### ○循環型社会が定着しています

- 市民・事業者が協力し、ごみの削減や資源のリサイクル、リユースが当たり前の行動として定着しています。
- 地域では、ごみの分別や資源化が徹底され、資源が循環する社会が確立されています。

<対応する基本施策柱> 3 循環型社会の構築

### ○快適で安全な生活環境が守られています

- 環境基準が遵守され、川には清らかな水が流れ、空気がきれいで、市民は健康的な生活を送っています。
- まちは美しく保たれ、ポイ捨てや不法投棄もなく、景観や歴史的な文化資源が大切にされています。
- 市内の文化や歴史的な資源も身近に感じることができます。

<対応する基本施策柱> 4 快適で安全な生活環境の確保

### ○環境学習と参加・協働が広がっています

- 子どもたちは、学校や地域での環境学習を通じて、自然や環境を大切に思い、環境に配慮した行動が日常となっています。
- 市民や事業者も、地域の環境活動や協働の取組に積極的に参加し、環境を守り育てる文化が根付いています。

<対応する基本施策柱> 5 環境学習と参加・協働の推進

本市の将来イメージ図を以下に示します。



将来イメージ図

## (2) 施策体系

本計画では、『一人一人が環境を考え 安心で快適に暮らせるまち むさしむらやま』を実現するための、5つの基本施策柱ごとに取組方針を掲げ、取組を進めていきます。

基本施策柱	環境目標	取組方針
1 自然と共生する まちの創造	まちの誇りである みどり等を次世代 に引き継ぐ	① 狭山丘陵の樹林地の保全 ② 水辺環境の保全と水循環の創出 ③ 生物多様性保全と向上の推進 ④ 街路樹・公園等の整備と維持管理 ⑤ 民有地等の緑化の推進 ⑥ 農地の保全と農業の活性化
2 脱炭素社会への 移行	ライフスタイル・ 事業活動の見直し を行い、エネルギー の有効利用を行 う	① 再生可能エネルギーの導入・利用促進 ② 省エネルギーの取組の促進 ③ まちの脱炭素化・循環型社会形成の推進 ④ 気候変動適応策の推進 ⑤ 行動変容につながる基盤の整備
3 循環型社会の 構築	4 R（リフュー ズ・リデュース・ リユース・リサイ クル）を全員参加 で進める	① ごみ減量化の推進 ② 資源化の推進 ③ 食品ロス削減の推進 ④ プラスチック使用削減の推進 ⑤ 適正処理の推進
4 快適で安全な 生活環境の確保	環境基準の遵守と 維持による快適な 生活環境づくり	① 継続的な監視等の実施 ② 有害物質対策の推進 ③ 生活マナー向上の推進 ④ 不法投棄対策の推進 ⑤ 空き家対策の推進 ⑥ 良好な景観づくりの推進 ⑦ 歴史的文化遺産の保全
5 環境学習と参加 ・協働の推進	環境活動への参加 と次世代を育成す る	① 積極的な情報発信 ② 環境学習の機会の提供 ③ 連携・協働による取組の推進

## 2 環境像の実現に向けた取組

### 基本施策柱1 自然と共生するまちの創造

#### ●環境目標

まちの誇りであるみどり等を次世代に引き継ぐ

#### ① 狭山丘陵の樹林地の保全

SDGsのゴールとの関連



11. 住み続けられるまちづくりを



15. 陸の豊かさも守ろう



17. パートナリーシップで目標を達成しよう

#### ●現状と課題

狭山丘陵の豊かなみどりは、本市において貴重な財産であり、市民の生活に潤いと安らぎをもたらしています。また、狭山丘陵のほぼ全域が都立公園や緑地に決定されており、順次整備や保全が進められている一方で、狭山丘陵周辺の緑地や農地は、宅地開発等により減少する傾向がみられています。




今後も引き続き、狭山丘陵周辺の緑化を推進し、景観の保全を図るとともに、多くの人たちが里山の自然にふれあう機会を創出していくことが必要です。

#### ●取組内容

項目	主な内容	担当課
狭山丘陵地の保全	●「武蔵村山市まちづくり条例」、「狭山丘陵景観重点地区ガイドライン」、「みどりの基本計画」等に基づき、狭山丘陵地等の緑化の推進による景観の保全を図ります。	都市計画課 環境課
里山等とのふれあいの場の推進	●環境学習会や自然観察会などの開催・支援を行います。	環境課 文化振興課

## ② 水辺環境の保全と水循環の創出

SDGsのゴールとの関連

	6. 安全な水とトイレを世界中に
	11. 住み続けられるまちづくりを
	17. パートナーシップで目標を達成しよう

### ●現状と課題

市内の主要な河川である残堀川や空堀川は、市民にとって身近な自然環境であり、良好な景観の形成にも寄与しています。

市民や関係機関と連携しながら、治水上の安全を確保しつつ、緑化や生態系に配慮した多自然川づくりや河川の環境維持活動などが進められています。




河川の環境維持活動を継続するとともに、河川の水質や水量などの改善につながる取組を進めていくことが必要です。

### ●取組内容

項目	主な内容	担当課
多自然川づくりの推進	● 残堀川や空堀川の主要河川について、市民参加による緑化の推進、多自然川づくりと水辺植生の復元を東京都に要請します。	道路下水道課 都市計画課 環境課
河川の水質保全	● 河川の環境改善や水質浄化に関する情報発信を行います。 ● 市民と協力し、残堀川クリーンアップ作戦等の河川清掃活動を実施します。	環境課 道路下水道課
水量確保の対策	● 各流域協議会、調査会、対策会等へ参加し、東京都や周辺市町等と連携を図り、水量確保の対策を行います。	環境課 道路下水道課
雨水浸透・貯留施設の設置の推進	● 公共施設等における雨水浸透、貯留施設の設置を推進し、地下水の涵養に努めます。 ● 歩道での透水性舗装を推進します。	道路下水道課 関係各課
水辺とのふれあいの場の推進	● 残堀川親水緑地広場（3箇所）の維持管理を実施します。 ● 空堀川については、既に整備が行われた残堀川と同様に、河川改修により生じた旧河川敷などを水とみどりに親しむ憩いの広場や水辺とのふれあいの歩行空間等として整備するよう、東京都に要請します。	環境課 都市計画課 道路下水道課

### ③ 生物多様性保全と向上の推進

SDG s のゴールとの関連

	11. 住み続けられるまちづくりを
	15. 陸の豊かさも守ろう
	17. パートナーシップで目標を達成しよう

#### ●現状と課題

狭山丘陵などの緑地、市内の河川等は、生物多様性の保全からも重要な役割を持っています。

狭山丘陵については生息・生育している動植物の把握が進められていますが、それ以外の保全すべき動植物の生息・生育に関する情報は少ないです。

また、既存の生態系を脅かすアライグマやハクビシンなどの外来生物もみられます。




多様な生物の生息・生育環境を確保するために、動植物の情報の収集と提供、外来生物の防除などを行い、本市の生物多様性を保全し、更には向上させていくことが必要です。

#### ●取組内容

項目	主な内容	担当課
動植物の情報収集・情報提供の実施	● 地域の専門家とも連携を図りながら、地域内の動植物に関する情報収集、情報提供を行います。	環境課 文化振興課
外来生物対策・獣害対策	● 東京都や周辺市町等の協議会等に参加し、情報収集に努め、外来生物対策・獣害対策を行います。 ● 市民へ積極的に外来生物や獣害対策についての情報提供や啓発等を行います。	環境課 産業観光課

#### ④ 街路樹・公園等の整備と維持管理

SDG s のゴールとの関連

	11. 住み続けられるまちづくりを
	15. 陸の豊かさを守ろう
	17. パートナーシップで目標を達成しよう

#### ●現状と課題

市内の公園や緑地は、身近な憩いの場として、多くの市民に利用されています。

近年、本市でもカシノナガキクイムシによるナラ枯れの発生が確認されています。倒木の危険性が高い被害樹木に優先順位をつけて伐採しているほか、被害の拡大を防ぐため、薬剤の注入等による予防を行っています。





街路樹や公園等を安全で心地よく利用できるよう適切な整備と維持管理を進めるとともに、ボランティア等との協働により地域と連携した維持管理を推進していくことが必要です。

#### ●取組内容

項目	主な内容	担当課
街路樹等の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>●街路樹等の管理を行います。</li> <li>●みどりのネットワークの主軸となる歩道等については、「歩きたくなる空間づくり」を推進します。</li> </ul>	道路下水道課
公園の整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●都市計画決定している公園の整備やまちづくり条例等による公園の整備（一定規模以上の開発事業に対して公園や緑地の整備を指導）を推進します。</li> </ul>	都市計画課
ボランティアと協働した公園・緑地等の維持管理、ボランティア育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公園・緑地等ボランティアと協働し、公園・緑地等の維持管理を推進します。</li> <li>●みどりのまちづくりを推進する地域活動のリーダー（グリーンヘルパー）の育成を推進します。</li> </ul>	環境課

## ⑤ 民有地等の緑化の推進

SDGsのゴールとの関連

	11. 住み続けられるまちづくりを
	13. 気候変動に具体的な対策を
	15. 陸の豊かさも守ろう
	17. パートナーシップで目標を達成しよう

### ●現状と課題

本市には、住宅の庭、屋敷林、社寺林等の民有地にも多くのみどりがみられます。本市では、「武蔵村山市みどりの保護及び育成に関する条例」に基づく保存樹木等の奨励金があり、民有地にある樹木や生け垣の保全を支援しています。

民有地の緑化は、良好な景観を形成してまちに潤いを与えます。また、ブロック塀から生け垣へ転換することで震災時の道路閉塞を防ぎ、災害に強いまちづくりにもつながります。





民有地の緑化を更に普及促進するため、みどりの保全についての市の支援制度などの情報提供により、市民に対し一層の意識啓発が必要です。

### ●取組内容

項目	主な内容	担当課
保存樹木・樹木の保全	● 一定基準以上の樹林・樹木・生け垣の指定や「みどりの基金」を活用した維持管理に関する支援を行います。	環境課
社寺林の保全策等検討	● 社寺林の保全策についての検討を行うため、緑化審議会等への調整を行います。	環境課
公共施設及び民有地内の緑化の推進	● 庁舎等の公共施設の緑化を積極的に行います。 ● 民有地の樹木や生け垣の保全についての意識啓発を行います。	環境課 関係各課

## ⑥ 農地の保全と農業の活性化

SDGsのゴールとの関連

	3. すべての人に健康と福祉を
	11. 住み続けられるまちづくりを
	15. 陸の豊かさも守ろう
	17. パートナーシップで目標を達成しよう

### ●現状と課題

市内の農地は、新鮮な農産物の供給に加え、教育・学習・体験の場の提供や雨水の浸透による都市型水害の抑制など、多様な役割を担っています。

本市では、特定生産緑地制度の活用などの農地の保全の取組や、学校給食等への武蔵村山産農作物の活用などの農業継続のための取組を進めています。

環境に優しい農業の実践により、農業における環境への負荷を低減させるとともに、多様な役割を担っている農地の保全のため、農業とのふれあいや食育などを通じて農業の重要性を広く普及啓発していくことが必要です。

### ●取組内容

項目	主な内容	担当課
農地の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生産緑地地区の追加指定、特定生産緑地の指定を行います。</li> <li>● 「武蔵村山市第三次農業振興計画」及び「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）」に基づき、農地の保全及び有効利用に努めます。</li> </ul>	都市計画課 産業観光課
地産地消の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 積極的に市内の農作物のPRや学校給食等での活用に努めます。</li> </ul>	産業観光課 学校給食課
多様な農の担い手の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 農業後継者や新規就農者の育成を支援します。</li> </ul>	産業観光課
環境に優しい農業支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 農業者が使用する環境に配慮した資材等の購入経費の補助を行うとともに、東京都エコ農産物認証制度の普及促進を図ります。</li> </ul>	産業観光課
農業とのふれあいの場を通じた食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 農業まつりの開催や、体験型市民農園の利用促進、学校の農園などの支援を行います。</li> </ul>	産業観光課 教育総務課 教育指導課

●環境指標

【環境課】

環境指標	基準年度	目標
都市全体の緑化総量（緑被率）*1	41.9% (令和3年度)	維持
保存生け垣の延長*1	4,482m (令和6年度)	3,600m
公園・緑地等のボランティア人数	165人 (令和6年度)	維持
グリーンヘルパー（1級）人数	10人 (令和6年度)	10人以上
里山等とのふれあいの場の参加者数	18人 (令和6年度)	40人
残堀川クリーンアップ作戦参加者数	32人 (令和6年度)	50人
親水緑地広場の箇所数*2	7箇所 (令和6年度)	8箇所

\*1 「武蔵村山市第三次みどりの基本計画」（令和14年度の目標）

\*2 「武蔵村山市第五次長期総合計画 後期基本計画」（令和12年度の目標）

【産業観光課】

環境指標*	基準年度	目標
体験型市民農園の設置箇所数	2箇所 (令和6年度)	3箇所
認定農業者数	44経営体 (令和6年度)	46経営体

\* 「武蔵村山市第五次長期総合計画 後期基本計画」（令和12年度の目標）

【学校給食課】

環境指標*	基準年度	目標
学校給食における地元産野菜・果物等の使用品目数	23品目 (令和6年度)	23品目

\* 「武蔵村山市第五次長期総合計画 後期基本計画」（令和12年度の目標）




## 基本施策柱 2 脱炭素社会への移行

### ●環境目標

ライフスタイル・事業活動の見直しを行い、エネルギーの有効利用を行う

#### ① 再生可能エネルギーの導入・利用促進

SDGs のゴールとの関連

	7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに
	13. 気候変動に具体的な対策を
	17. パートナリシップで目標を達成しよう

### ●現状と課題

再生可能エネルギーは、二酸化炭素の排出を削減するとともに、災害時のエネルギー源として活用することができるものです。戸建住宅が市内全体の住宅戸数の6割を占める本市においては、太陽光発電設備の導入が重要な地域のエネルギー源になることが期待されています。




太陽光発電を含む再生可能エネルギーの導入を加速するため、国や東京都の補助制度の活用、地域の事業者との連携、公共施設への率先導入等によるPRを強化するとともに、導入が難しい建物には再生可能エネルギー由来の電力の調達を推進して、エネルギーの脱炭素化とエネルギーの地産地消を目指していく必要があります。

### ●取組内容

項目	主な内容	担当課
(新規)再生可能エネルギー設備等の導入拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国や東京都の補助・支援制度などに関する情報発信や家庭や事業所への太陽光発電設備などの導入に対する支援を拡充するとともに、市内事業者等と連携した導入促進策を検討するほか、太陽光発電を中心とする再生可能エネルギーの導入拡大を図り、エネルギーの地産地消を推進します。</li> <li>●防災拠点となる公共施設等においては、太陽光発電、蓄電池、電気自動車、コージェネレーションシステム等を活用した、災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの構築を図ります。</li> <li>●使用済太陽光発電設備の再利用、再資源化に関する国・東京都等の関連情報の収集に努め、適正処理を促進します。</li> </ul>	環境課 危機管理課 関係各課
再生可能エネルギーの利用拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公共施設においては再生可能エネルギー由来の電力調達を推進します。</li> <li>●市民や事業者に対し、再生可能エネルギー由来の電力の契約見直しについて啓発します。</li> </ul>	環境課

## ② 省エネルギーの取組の促進

SDGsのゴールとの関連

	7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに
	13. 気候変動に具体的な対策を
	17. パートナリーシップで目標を達成しよう

### ●現状と課題

再生可能エネルギーと合わせて、温室効果ガス削減のためには省エネルギーの更なる推進が重要です。

市民や事業者では、未使用時の照明の消灯など日常的な習慣としての省エネルギー行動の定着が進んでおり、また、国や東京都の補助制度等の活用により省エネルギー性能の高いエアコンなど省エネルギー型設備機器が普及しつつあります。




市民や事業者、行政の日常的な習慣としての省エネルギー行動を浸透、定着させ、省エネルギー性能に優れた設備機器の導入や建築物の省エネルギー化を促進し、その成果を広く周知することが必要です。

### ●取組内容

項目	主な内容	担当課
家庭における省エネルギー対策の促進	● 家庭における効果的な省エネルギー行動の促進のため、「ゼロエミッション東京」の取組の情報発信を行います。	環境課 関係各課
事業所における省エネルギー対策の促進	● 事業所の省エネ診断の受診を促進し、設備・機器の運転の最適化、事業所のエネルギー管理システムの利用を促進します。	環境課
建築物の省エネルギー対策の促進	● 戸建住宅や集合住宅、ビルの新築・改築・改修時には、ZEH・ZEB化を促す情報提供を行うとともに、既存住宅の断熱リフォームなど、環境性能を向上させる改修工事に対する支援の拡充を図ります。	環境課 都市計画課
公共施設における率先取組の推進	● 「武蔵村山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、省エネルギー対策を推進します。	環境課 関係各課

### ③ まちの脱炭素化・循環型社会形成の推進

SDG s のゴールとの関連

	7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに
	13. 気候変動に具体的な対策を
	17. パートナースhipで目標を達成しよう

#### ●現状と課題

脱炭素社会の実現のためには、移動手段や建物など、まち全体からの二酸化炭素の排出量が少なくなることが重要です。




ZEV（二酸化炭素を排出しない自動車）の普及促進や環境整備の推進、公共交通や自転車の利用促進など、移動手段の脱炭素化や、東京都における多摩都市モノレールの延伸（上北台～箱根ヶ崎）事業の着手をゼロカーボンシティ推進の契機として捉え、効率の良いエネルギー利用と温室効果ガスの排出量が少ないまちづくりを進めていくことが必要です。また、森林や公園、緑地の整備など二酸化炭素の吸収源の確保とともに、市で排出した二酸化炭素を市外での削減・吸収で埋め合わせるカーボン・オフセットなどにも取り組んでいくことが求められます。

#### ●取組内容

項目	主な内容	担当課
移動手段の脱炭素化の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民や事業者に対し、ZEVの導入などの情報提供を行います。</li> <li>● 公用車やコミュニティバスなどに、次世代自動車の導入を推進するほか、充電設備などの基盤整備を促進します。</li> <li>● 公共交通の利便性向上や、歩行者や自転車が通行しやすい道路整備を推進するほか、シェアサイクルの整備及び活用を促進します。</li> </ul>	環境課 交通企画課 道路下水道課 関係各課
(新規) スマートコミュニティの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● モノレール新駅を中心としたまちづくりをゼロカーボンシティづくりの契機として捉え、効率の良いエネルギー利用と温室効果ガスの排出が少ないまちづくりを推進します。</li> <li>● 街区や複数の建物などで、エネルギーを面的に活用する、スマートコミュニティについて、調査・研究を行います。</li> <li>● 交通渋滞を緩和し、温室効果ガスの排出を抑制するため、体系的な道路ネットワークの整備を推進します。</li> </ul>	環境課 沿線まちづくり課 都市計画課
(新規) 地域の事業者等との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 脱炭素型ライフスタイルにつながる製品・サービス等を地域の事業者と連携して開発します。</li> </ul>	環境課 産業観光課
(新規) 吸収源対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公園や緑地の適正な維持管理、整備に努め、体験型イベントなどにより、森林への理解を促進します。</li> <li>● みどりの保護育成のため、樹木・樹林・生け垣の保全を推進するほか、カーボン・オフセットについて、調査・研究を行います。</li> </ul>	環境課 都市計画課 産業観光課

#### ④ 気候変動適応策の推進

SDGsのゴールとの関連

	11. 住み続けられるまちづくりを
	13. 気候変動に具体的な対策を
	17. パートナースhipで目標を達成しよう

#### ●現状と課題

地球温暖化対策は、温室効果ガスの削減のための「緩和策」の推進に加えて、気象災害や熱中症の増加などの気候変動の影響に備える「適応策」に取り組む必要があります。

本市でも、地球温暖化による様々な気候変動の影響が生じることが想定されており、局地的な大雨などによる水害や土砂災害の発生、熱中症や動物が媒介する感染症の拡大、農作物への影響等も懸念されています。

本市では、地震や台風等の自然災害や不測の事態における被害を想定し、危機管理体制の強化や災害に強い都市基盤づくりのほか、地域と連携した防災活動の推進や感染症の予防などに取り組んでいます。




洪水などによる被害軽減と早期復旧に向けたまちのレジリエンス強化や、本市ホームページ、SNS等を活用した防災情報の周知や自主防災組織への支援など市民、事業者の防災意識の高揚、熱中症等の注意喚起や高温による農業への影響対策など、防災・減災、健康・福祉、産業などの他分野とも連携した適応策の推進が必要です。

#### ●取組内容

項目	主な内容	担当課
(新規) 自然災害への備えと影響軽減の取組推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 防災・減災に寄与するため、グリーンインフラを活用した雨水貯留・浸透等による雨水流出抑制等について調査・研究を行います。</li> <li>● 防災情報の発信やハザードマップの周知に努め、市民や事業者の防災意識の高揚を図ります。</li> </ul>	危機管理課 環境課 産業観光課
(新規) 熱中症等対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 暑さ指数など熱中症予防情報を、本市ホームページや防災行政無線等により発信して注意喚起を行うとともに、民生委員等による高齢者等の見守りを行います。</li> <li>● 公共施設など指定暑熱避難施設の指定を行い、熱中症特別警戒アラート発令時に開放するほか、ヒートアイランド現象の緩和にもつながるまちの緑化を推進します。</li> <li>● デング熱などの感染症リスクに関する情報提供を通じ、その抑制にも取り組みます。</li> </ul>	健康推進課 危機管理課 福祉総務課 施設所管課
(新規) 生活や事業活動への影響対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国や東京都、関係機関等と連携し、災害時における各種ライフラインや交通網の強靭性を確保します。</li> <li>● 気候変動による農産物への影響等について、関係機関と連携し、環境の保全活動の支援や情報提供を行います。</li> </ul>	危機管理課 道路下水道課 環境課 産業観光課

## ⑤ 行動変容につながる基盤の整備

SDGsのゴールとの関連

	7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに
	13. 気候変動に具体的な対策を
	17. パートナーシップで目標を達成しよう

### ●現状と課題

脱炭素社会の実現のためには、市民・事業者・行政、全ての人々が生活や事業活動などを脱炭素型に転換し、環境に優しい暮らしを積極的に実践することが重要となります。

本市では、太陽光発電設備の普及に向けて家庭への導入に対する支援を行っています。

脱炭素型のライフスタイルやビジネススタイルへの転換には、再生可能エネルギーの導入や省エネルギーに関して適切な情報を発信し、行動の実践へとつなげていくほか、市民や事業者による自主的な環境活動を支援し、環境活動への参加の拡大を図ることが必要です。

また、本市では、ゼロカーボンシティチャレンジ校など学校において未来を担う子どもたちへの環境教育を推進しているほか、地域の人々に向けた環境学習の機会を提供しています。学校や地域における環境学習・環境教育を推進し、地域全体に環境活動を広げ、ゼロカーボンシティの実現を目指していくことが求められます。

### ●取組内容

項目	主な内容	担当課
(新規)脱炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルへの転換の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境に配慮した行動及び生活の実践と定着に向けて、市民、事業者、学校などに対する適切な情報発信を行います。</li> <li>● 市民、事業者、学校などが自主的に行う環境に配慮した活動に対する支援を行います。</li> </ul>	環境課 産業観光課
環境教育・環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 体験型の環境教育の実施や、環境学習の機会の提供を推進します。</li> <li>● ゼロカーボンシティチャレンジ校の推進など、学校における環境教育を推進します。</li> <li>● 地域の人材等と連携した体験型の環境教育の実施や環境学習の機会の提供などを推進します。</li> </ul>	環境課 文化振興課 教育指導課
気候変動対策に関する情報受発信の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市報や本市ホームページ、SNSなどの様々な媒体の特性を活用しながら、環境に係る情報発信を行います。</li> <li>● 市民や事業者等が持つ情報や知識・経験などが共有できる仕組みづくりを検討するほか、積極的な活動を行っている市民や事業者等の活動の実践例や効果・メリットなどを広く周知します。</li> </ul>	環境課 関係各課

●環境指標

【環境課、関係各課】

環境指標*	基準年度	目標
(新規) 市内の二酸化炭素総排出量	307 千 t-CO <sub>2</sub> (平成25年度)	129 千 t-CO <sub>2</sub> 基準年度比58%削減
(新規) 市内の太陽光発電設備容量 (戸建て、集合住宅、産業・業務系建物)	12,016kW (令和6年度)	28,000kW
公共施設への太陽光発電設備導入施設数	8 件 (令和6年度)	設置可能な建物、敷地の70%以上に設置
(新規) 戸建て全世帯に対する太陽光発電設備導入率(導入件数)	13% (2,453 件) (令和6年度)	30% (5,615 件) (令和12年度)
(新規) 東京都などの支援による省エネルギー診断の実施件数	1 件 (令和6年度)	15 件
(新規) 本市の補助金を利用した省エネルギー改修の実施件数	64 件 (令和6年度)	560 件(累計) (令和12年度)
本市の事務事業からの温室効果ガス排出量	4,091,891.80 kg-CO <sub>2</sub> (令和6年度)	2,727,382kg-CO <sub>2</sub> (令和12年度)
(新規) 公共施設におけるEV充電設備等の設置数	4 箇所 (令和6年度)	現状より増加
(新規) 本市の森林吸収量	88.5t-CO <sub>2</sub> (令和3年度)	88.5t-CO <sub>2</sub> 以上
(新規) 環境学習会などの開催回数	3 回 (令和6年度)	6 回
環境学習会などの参加者数	33 人 (令和6年度)	150 人

\* 「武蔵村山市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」(令和16年度の目標)

【健康推進課】

環境指標*	基準年度	目標
(新規) 熱中症搬送者数(人)	45 人 (令和6年度)	0 人
(新規) 指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)指定数	32 箇所 公共施設:31 民間施設:1 (令和6年度)	33 箇所以上 公共施設:31 民間施設:2以上

\* 「武蔵村山市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」(令和16年度の目標)

【環境課、教育指導課】

環境指標*	基準年度	目標
(新規) ゼロカーボンシティチャレンジに係る取組の実施校数	3 校 (令和6年度)	現状より増加

\* 「武蔵村山市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」(令和16年度の目標)

## 【総務契約課】

環境指標*	基準年度	目標
公用車における低公害車の導入割合	58.8% (令和6年度)	60%

\* 「武蔵村山市第五次長期総合計画 後期基本計画」(令和12年度の目標)

## 【交通企画課】

環境指標*	基準年度	目標
乗合タクシーの利用者数	12,494人 (令和6年度)	16,508人
市内循環バスの年間利用者人数 (シルバーパス利用者は含まない)	208,182人 (令和6年度)	260,475人

\* 「武蔵村山市第五次長期総合計画 後期基本計画」(令和12年度の目標)




## 基本施策柱3 循環型社会の構築

### ●環境目標

4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）を全員参加で進める

#### ① ごみ減量化の推進

SDGsのゴールとの関連

	11. 住み続けられるまちづくりを
	12. つくる責任つかう責任
	17. パートナリーシップで目標を達成しよう

### ●現状と課題

ごみの排出量が多くなると、焼却時の二酸化炭素などの排出量が多くなり、環境に影響を及ぼします。

本市では、家庭ごみ有料化及び戸別収集の導入などの取組により、ごみの総排出量が大幅に減少しています。

また、令和7年7月から、家庭で不要となった廃食油を回収し、「持続可能な航空燃料」（SAF=Sustainable Aviation Fuel）の原料として使用する取組を開始しました。




更なる環境負荷の低減とごみ処理費用の削減に向けて、引き続き4Rを徹底し、生ごみの水切りや生ごみ処理機器の活用、簡易包装商品の選択、使い捨て容器の使用抑制など、市民や事業者の行動変容を促すための啓発が必要です。

### ●取組内容

項目	主な内容	担当課
ごみと資源の分別の徹底	<ul style="list-style-type: none"><li>●ごみと資源の分別の徹底を図るため、分別方法の情報提供等を行います。</li><li>●廃棄物減量等推進員と連携を図りながら、普及啓発活動を行い、資源化を推進します。</li></ul>	ごみ対策課
可燃ごみの減量化	<ul style="list-style-type: none"><li>●家庭で生ごみの消滅処理ができる処理容器「ミニ・キエーロ」の普及を推進します。</li><li>●生ごみの水切りの徹底を啓発します。</li></ul>	ごみ対策課
資源品目の拡大	<ul style="list-style-type: none"><li>●新たな資源化品目拡大に向けた検討を行います。</li></ul>	ごみ対策課
事業者に対する要請、指導等	<ul style="list-style-type: none"><li>●事業活動におけるごみの発生抑制の要請を行います。</li><li>●事業系ごみの排出状況を把握し、多量排出事業者への指導を行い、発生抑制に努めます。</li></ul>	ごみ対策課

## ② 資源化の推進

SDGsのゴールとの関連

	11. 住み続けられるまちづくりを
	12. つくる責任つかう責任
	17. パートナーシップで目標を達成しよう

### ●現状と課題

資源の無駄をなくし、限りある資源を大切に使うことが資源の保全につながります。

本市では、循環型社会の形成のため4Rを推進していますが、本市のリサイクル率は横ばいで推移しています。また、新しい取組として、地域掲示板アプリを活用したリユースの普及啓発を推進しています。




リユース・リサイクルの必要性とその方法の普及啓発や、分別・排出方法に関する周知を徹底することで、市民・事業者全体で資源化への意識を高め、更なる資源化の推進とごみの減量へとつなげていくことが必要です。

### ●取組内容

項目	主な内容	担当課
自主的なごみ減量に対する支援	●「資源回収奨励金制度」等の充実を図り、取組を支援します。	ごみ対策課
(新規)販売事業者への要請	●販売事業者に対し、自ら販売したもののリサイクルに責任を持ち、店頭回収によりリサイクルすることを要請します。	ごみ対策課
再生品の利用の促進	●再生品の使用(グリーン購入)について積極的に取り組みます。また、市民・事業者へも積極的に情報提供を行います。	関係各課
(新規)リユース拡大の普及啓発	●地域掲示板アプリを活用したリユースの普及啓発の推進を図ります。	ごみ対策課
拡大生産者責任の要請	●生産者が一定の責任を負う拡大生産者責任について、生産者の取組を市民に周知するとともに、拡大生産者責任の明確化について国等に働きかけを行います。	ごみ対策課

### ③ 食品ロス削減の推進

SDGsのゴールとの関連

	11. 住み続けられるまちづくりを
	12. つくる責任つかう責任
	17. パートナーシップで目標を達成しよう

#### ●現状と課題

食べ残し、未利用品といった、本来食べられるのに捨てられてしまう食品ロスは、可燃ごみを増やす原因の一つとなっています。

本市では食品ロス削減を重点課題の一つと位置付け、食品ロス削減推進計画を策定し、具体的な削減目標を掲げて取組を推進していますが、可燃ごみの中には、依然として食品ロスが多く含まれています。




食べきり運動や飲食店への働きかけ、フードドライブなど、市民・事業者にも更なる食品ロス削減に向けた行動を促すための普及啓発を継続・強化していくことが必要です。

#### ●取組内容

項目	主な内容	担当課
(新規)食品ロス削減の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「食品ロス削減推進計画」を推進します。</li> <li>● 市民・事業者に対し食品ロス削減の普及啓発を行います。</li> <li>● 各小中学校において、給食の食べ残しの削減を推進します。</li> </ul>	ごみ対策課 学校給食課
(新規)フードドライブの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業者と連携したフードドライブを実施し、食品ロスの削減に取り組みます。</li> </ul>	ごみ対策課
(新規)飲食店への食品ロス削減普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 飲食店への食品ロス削減の働きかけを行います。</li> <li>● エコショップ(食べきり協力店)制度への参加を要請します。</li> </ul>	ごみ対策課

#### ④ プラスチック使用削減の推進

SDGsのゴールとの関連

	11. 住み続けられるまちづくりを
	12. つくる責任つかう責任
	17. パートナーシップで目標を達成しよう

#### ●現状と課題

プラスチックは自然分解がされにくく、プラスチックごみが海に行き着くことで海洋生態系などに影響を及ぼしています。

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行により、自治体や事業者による製品プラスチックの資源化が努力義務となりました。




製品プラスチックの資源化について検討を行い、プラスチックごみの排出削減につながるほか、市民や事業者に対し、使い捨てプラスチックの使用削減や、原料としての再利用を促すための取組が必要です。

#### ●取組内容

項目	主な内容	担当課
(新規) 製品プラスチックの資源化の検討	● 製品プラスチックについて、国・東京都の動向の把握に努めるとともに、資源化について検討します。	ごみ対策課
(新規) イベント等でのプラスチック製品使用削減	● イベント等において、プラスチック製の使い捨て容器の使用削減を検討します。	ごみ対策課 関係各課
(新規) 使い捨てプラスチックの使用削減の推進	● 市民・事業者に対して、プラスチック製の使い捨て容器やスプーン・フォークなどの使用削減について普及啓発を行います。	ごみ対策課

## ⑤ 適正処理の推進

SDGsのゴールとの関連

	11. 住み続けられるまちづくりを
	12. つくる責任つかう責任
	17. パートナースhipで目標を達成しよう

### ●現状と課題

収集したごみの中には資源化が可能なものが混入していることがあります。また、リチウムイオン電池などが適正に分別されずに混入していると、火災などの事故を引き起こす原因となります。

本市では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づくごみの適正処理と環境負荷の少ない効率的な処理を小平・村山・大和衛生組合と共同で推進しています。

ごみを適正に処理するためには、市民や事業者によるごみ・資源の分別区分の遵守、ごみ出しルール徹底などが求められ、ごみ出しマナーに関する市民及び事業者の意識の向上が必要です。

### ●取組内容

項目	主な内容	担当課
(新規) 家庭ごみの適正処理	● 家庭ごみ有料化に伴う戸別収集の適正な運用を行います。	ごみ対策課
(新規) 搬入物調査の実施	● 搬入物調査を定期的実施し、搬入基準の遵守の徹底、一般廃棄物の収集運搬業務の適正化を図ります。	ごみ対策課

### ●環境指標

【ごみ対策課】

環境指標	基準年度	目標
排出物原単位 (市民1人1日当たりのごみの総排出量)	667g/人・日 (令和6年度)	621.2g/人・日*
リサイクル率 (エコセメント含む)	33.6% (令和6年度)	36.3%*

\* 「武蔵村山市第五次長期総合計画 後期基本計画」(令和12年度の目標)






## 基本施策柱 4 快適で安全な生活環境の確保

### ●環境目標

#### 環境基準の遵守と維持による快適な生活環境づくり

#### ① 継続的な監視等の実施

SDGs のゴールとの関連

	3. すべての人に健康と福祉を
	6. 安全な水とトイレを世界中に
	11. 住み続けられるまちづくりを
	13. 気候変動に具体的な対策を
	15. 陸の豊かさも守ろう

### ●現状と課題

本市では、法令等に基づき、大気汚染・悪臭、水質汚濁、土壌・地下水汚染・地盤沈下、騒音・振動、有害化学物質の対策に取り組んでおり、市内における定期的な調査、対象事業所への指導を行っています。

また、横田飛行場及び立川飛行場については、関係機関に対して航空機騒音対策等の要請を行っています。






今後も引き続き、法令等に基づき、生活環境の保全に努めるとともに、市民・事業者への情報提供や指導等を行うことが必要です。

### ●取組内容

項目	主な内容	担当課
定期的な調査・環境基準の達成	● 定期的に大気の調査、河川の水質・水生生物調査、事業所に対する燃料検査、騒音・振動の調査を実施し、環境基準の達成に努めます。また、低騒音舗装を推進します。	環境課 道路下水道課
事業所等への監視・指導	● 「環境確保条例」に基づく工場や事業所への指導、市民等の通報により、東京都と連携を図りながら立入指導等を行います。	環境課
横田飛行場及び立川飛行場周辺の航空機騒音対策	● 横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会・立川飛行場環境対策会議において、関係機関に対し航空機騒音対策の要請を行います。	企画政策課 環境課

## ② 有害物質対策の推進

SDGsのゴールとの関連

	3. すべての人に健康と福祉を
	6. 安全な水とトイレを世界中に
	11. 住み続けられるまちづくりを
	15. 陸の豊かさも守ろう
	17. パートナースhipで目標を達成しよう

### ●現状と課題

人の健康や周辺環境への影響を及ぼす有害化学物質については、法令等に基づき、対象となる物質を取り扱う事業者に対し、指導や助言などを行っています。

アスベスト（石綿）については、「大気汚染防止法」及び「環境確保条例」に基づき、石綿除去工事等の関係事業所に対して指導や立入検査を行っています。

野焼きについては、継続的な監視や野焼きを行っている者に対する指導を実施しています。

また、光化学スモッグ発生時には防災行政無線で注意喚起を行っています。





今後もこうしたことに継続的に取り組み、市民が安心して暮らせる環境づくりを行っていく必要があります。

### ●取組内容

項目	主な内容	担当課
有害化学物質の使用抑制・適正管理	●「環境確保条例」に基づき、適正管理化学物質取扱事業者に対し、使用量等報告書の提出を指導します。	環境課
アスベスト対策	●東京都が開催するアスベスト対策担当者連絡会に参加し、国や東京都と連携を図りながらアスベスト対策を推進します。	環境課
野焼きの規制と指導の強化	●市報や本市ホームページ等による周知・啓発を行うとともに、環境パトロールの実施、市民等の通報により指導を行います。	環境課
有害化学物質及び新たな環境に関する情報の収集、発信	●東京都及び関係機関、本市ホームページ等を通じて情報収集を行うとともに、防災行政無線で、光化学スモッグ等に関する情報提供を行います。	環境課 関係各課

### ③ 生活マナー向上の推進

SDGsのゴールとの関連

	3. すべての人に健康と福祉を
	11. 住み続けられるまちづくりを
	15. 陸の豊かさも守ろう
	17. パートナリシップで目標を達成しよう

#### ●現状と課題

市内では、ごみのポイ捨てやペットの飼い方といった生活マナーに関する問題が散見され、地域美化を損ねる要因の一つとなっています。

本市では、これらの行為を防止するため、市報、本市ホームページ、啓発看板の設置・配布により、市民の意識向上を図る取組を継続しています。






今後も、市民一人一人の生活マナー向上のための意識啓発や具体的な行動を促す取組を強化し、地域全体の美化意識を高めることが必要です。

#### ●取組内容

項目	主な内容	担当課
生活騒音についての知識やモラル向上	●本市ホームページ等により、生活騒音等についての知識やモラル向上のための情報提供を行います。また、市民からの相談に対応します。	環境課
まちの美化の推進	●クリーン作戦の開催を積極的にPRし、参加人数の向上に努めます。また、市民・事業者の自主的な環境活動の支援を行うとともに、地域において環境活動を推進するための指導者の育成など、環境活動の組織づくりや人づくりを推進します。	ごみ対策課 子ども政策課 環境課

#### ④ 不法投棄対策の推進

SDG s のゴールとの関連

	3. すべての人に健康と福祉を
	6. 安全な水とトイレを世界中に
	11. 住み続けられるまちづくりを
	15. 陸の豊かさも守ろう
	17. パートナースhipで目標を達成しよう

#### ●現状と課題

狭山丘陵や河川、市内の農地におけるごみの不法投棄が課題となっています。

本市では、不法投棄監視パトロールや、緑地の継続的な維持管理を通じて、不法投棄の未然防止に努めています。




市民、事業者、行政が一体となって連携し、不法投棄を防止するための総合的な対策を継続し、快適な生活環境を確保していくことが必要です。

#### ●取組内容

項目	主な内容	担当課
不法投棄の監視・パトロールの実施	● 不法投棄の監視やパトロールの充実を図ります。特に、不法投棄が行われやすい場所については、重点的に行います。	ごみ対策課
土地の所有者等に対する適正な管理の要請	● 空地の土地所有者等に対し、適正な管理を要請し、害虫発生抑制や不法投棄防止等に努めます。	環境課
市民・事業者の意識啓発の実施	● 市民からの申請による不法投棄看板の貸与や設置を実施したり、ごみの適正処理に関する普及啓発を行い、市民・事業者の意識の向上を図ります。	ごみ対策課

## ⑤ 空き家対策の推進

SDGsのゴールとの関連

	3. すべての人に健康と福祉を
	11. 住み続けられるまちづくりを
	17. パートナーシップで目標を達成しよう

### ●現状と課題

人口減少や住宅の老朽化に伴う空き家の増加は、火災・倒壊、不法投棄、害獣・害虫、治安悪化、景観の悪化といった問題につながります。

市内の空き家は旧耐震基準の建物が多く、活用するためには耐震改修が必要です。

また、接道要件を満たしていないことから、再建築ができない空き家も少なくありません。

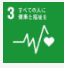




空き家の解消に向けた情報発信や所有者不明の空き家への対応など、空き家の発生の抑制や適切な管理につながる取組を推進することが必要です。

### ●取組内容

項目	主な内容	担当課
(新規) 空き家の発生の抑制と適切な管理の促進	● 居住段階からの適切な維持管理に関する情報や、住宅リフォーム等による長寿命化に関する情報を発信すること等により、空き家の発生の抑制と適切な管理の促進を図ります。	都市計画課
(新規) 空き家の流通・利活用の促進	● 事業者等と連携し、所有者等に対する相談窓口の設置や、マッチング支援等の取組を行うことにより、流通や利活用の促進を図ります。	都市計画課
(新規) 管理不全な空き家への対応	● 管理状態が良好でない空き家の所有者等に対して適切な管理の必要性を周知し、自主的な管理を促します。管理不全空家等や特定空家等については、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき適切な措置を講じます。	都市計画課

## ⑥ 良好な景観づくりの推進

SDGsのゴールとの関連

	3. すべての人に健康と福祉を
	1 1. 住み続けられるまちづくりを
	1 3. 気候変動に具体的な対策を
	1 5. 陸の豊かさも守ろう
	1 7. パートナースhipで目標を達成しよう

### ●現状と課題

良好な景観は、まちの魅力の向上や地域活性化などにつながります。

本市では、狭山丘陵周辺の景観重点地区において、まちづくり条例に基づき建築物の色彩や緑化基準を設け、良好な景観形成を図っています。

今後、多摩都市モノレールの延伸に伴い、モノレール新駅周辺の建築物等は、にぎわいと活力ある都市景観や、狭山丘陵のみどりや里山景観に配慮しつつ、色彩の調和や屋外広告物の規制などが必要です。




多摩都市モノレールの延伸を契機とした、まちづくりと一体での良好な都市景観の創出、災害対策にもつながる電線類の地中化、景観形成にもつながる公共施設の整備など、地域の特性に応じた景観の形成が必要です。

### ●取組内容

項目	主な内容	担当課
狭山丘陵地等と調和した景観の保全	● 「東京都景観計画」や「武蔵村山市まちづくり条例」、「狭山丘陵景観重点地区ガイドライン」等に基づき、建築物等の色彩の調和及び敷地内の緑化の推進による景観の保全を図ります。	都市計画課
(新規) 無電柱化の推進	● 景観の保全と災害対策につながる街路の電線類の地中化（無電柱化）を推進します。	都市計画課 道路下水道課
(新規) まちづくりの契機に合わせた良好な都市景観の創出	● 多摩都市モノレール新駅周辺のにぎわいと活力ある都市景観の創出を推進します。	都市計画課
(新規) 地域特性を生かした公共施設の整備の推進	● 公共施設の整備を行う際は、地域特性を生かしたデザインや景観形成に努めます。	関係各課

## ⑦ 歴史的文化遺産の保全

SDG s のゴールとの関連

	3. すべての人に健康と福祉を
	11. 住み続けられるまちづくりを
	17. パートナーシップで目標を達成しよう

### ●現状と課題

市内には、東京都及び市が指定する指定文化財が多数存在し、これらは市民の大切な財産として認識され、適正な保全が求められています。

また、本市の歴史民俗資料館は、資料展示や講座を通じて、文化財保護に対する市民意識の向上につなげています。

地域の伝統文化を次世代に継承していくため、本市の歴史的資産を保全し、有効に活用していく必要があります。

### ●取組内容

項目	主な内容	担当課
歴史的文化遺産の保全	● 埋蔵文化財をはじめ、各種歴史的文化遺産を保全します。	文化振興課
市内の自然や文化財等の情報提供	● ボランティア・市民活動センターや市民等と連携を図りながら、市内に残る自然や文化財等の情報を積極的に収集するとともに、市報、本市ホームページ、歴史民俗資料館等を活用し情報提供を行います。	環境課 文化振興課 協働推進課

●環境指標

【環境課】

環境指標	基準年度	目標
環境基準の達成（遵守された項目／モニタリング項目*×100）	97 (令和6年度)	100

\*モニタリング項目は、道路沿道における二酸化窒素濃度、残堀川・空堀川におけるBOD濃度、地下水の環境基準、道路交通騒音・振動、横田飛行場・立川飛行場周辺の航空機騒音

【環境課】

環境指標	目標等																											
道路沿道における二酸化窒素濃度	<p>【目標】環境基準 0.06ppm 以下を維持する。</p> <p style="text-align: right;">単位：ppm</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路</th> <th>調査地点</th> <th>令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">青梅街道</td> <td>第一分団車庫付近</td> <td>0.009</td> </tr> <tr> <td>第六分団車庫付近</td> <td>0.010</td> </tr> <tr> <td>主要地方道第55号線</td> <td>大南一丁目バス停付近</td> <td>0.008</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要地方道第59号線</td> <td>三ツ藤住宅東バス停付近</td> <td>0.010</td> </tr> <tr> <td>㈱文明堂東京武蔵村山工場東付近</td> <td>0.011</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">新青梅街道</td> <td>桃ノ木歩道橋付近</td> <td>0.018</td> </tr> <tr> <td>武蔵村山郵便局付近</td> <td>0.022</td> </tr> <tr> <td>一般都道第162号線</td> <td>第七分団車庫付近</td> <td>0.013</td> </tr> <tr> <td>江戸街道</td> <td>東京日産自動車販売(株)北付近</td> <td>0.009</td> </tr> </tbody> </table>	道路	調査地点	令和6年度	青梅街道	第一分団車庫付近	0.009	第六分団車庫付近	0.010	主要地方道第55号線	大南一丁目バス停付近	0.008	主要地方道第59号線	三ツ藤住宅東バス停付近	0.010	㈱文明堂東京武蔵村山工場東付近	0.011	新青梅街道	桃ノ木歩道橋付近	0.018	武蔵村山郵便局付近	0.022	一般都道第162号線	第七分団車庫付近	0.013	江戸街道	東京日産自動車販売(株)北付近	0.009
	道路	調査地点	令和6年度																									
	青梅街道	第一分団車庫付近	0.009																									
		第六分団車庫付近	0.010																									
	主要地方道第55号線	大南一丁目バス停付近	0.008																									
	主要地方道第59号線	三ツ藤住宅東バス停付近	0.010																									
		㈱文明堂東京武蔵村山工場東付近	0.011																									
	新青梅街道	桃ノ木歩道橋付近	0.018																									
		武蔵村山郵便局付近	0.022																									
	一般都道第162号線	第七分団車庫付近	0.013																									
江戸街道	東京日産自動車販売(株)北付近	0.009																										
残堀川におけるBOD濃度	<p>【目標】環境基準 2 mg/l以下を維持する。</p> <p style="text-align: right;">単位：mg/l</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>富士塚橋</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>中砂大橋</td> <td>1.7</td> </tr> </tbody> </table>	調査地点	令和6年度	富士塚橋	0.6	中砂大橋	1.7																					
	調査地点	令和6年度																										
	富士塚橋	0.6																										
中砂大橋	1.7																											

環境指標	目標等																																																																					
空堀川における BOD濃度	<p>【目標】環境基準 2 mg/ℓ以下を維持する。</p> <p>単位：mg/ℓ</p> <table border="1" data-bbox="435 365 833 557"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名称不詳橋</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>砂野橋</td> <td>1.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※名称不詳橋は、本町四丁目41番地付近にある橋である。</p>	調査地点	令和6年度	名称不詳橋	0.9	砂野橋	1.0																																																															
調査地点	令和6年度																																																																					
名称不詳橋	0.9																																																																					
砂野橋	1.0																																																																					
地下水の 環境基準の 達成状況	<p>【目標】環境基準以下を維持する。</p> <p>単位：mg/ℓ</p> <table border="1" data-bbox="435 741 1362 1727"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>調査項目</th> <th>環境基準</th> <th>令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">三ツ木一丁目地内</td> <td>トリクロロエチレン</td> <td>0.01</td> <td>&lt;0.001</td> </tr> <tr> <td>テトラクロロエチレン</td> <td>0.01</td> <td>0.023</td> </tr> <tr> <td>1,1,1-トリクロロエタン</td> <td>1</td> <td>&lt;0.03</td> </tr> <tr> <td>四塩化炭素</td> <td>0.002</td> <td>&lt;0.0002</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">中央三丁目地内</td> <td>トリクロロエチレン</td> <td>0.01</td> <td>&lt;0.001</td> </tr> <tr> <td>テトラクロロエチレン</td> <td>0.01</td> <td>&lt;0.001</td> </tr> <tr> <td>1,1,1-トリクロロエタン</td> <td>1</td> <td>&lt;0.03</td> </tr> <tr> <td>四塩化炭素</td> <td>0.002</td> <td>&lt;0.0002</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">岸三丁目地内</td> <td>トリクロロエチレン</td> <td>0.01</td> <td>&lt;0.001</td> </tr> <tr> <td>テトラクロロエチレン</td> <td>0.01</td> <td>&lt;0.001</td> </tr> <tr> <td>1,1,1-トリクロロエタン</td> <td>1</td> <td>&lt;0.03</td> </tr> <tr> <td>四塩化炭素</td> <td>0.002</td> <td>&lt;0.0002</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">中藤一丁目地内</td> <td>トリクロロエチレン</td> <td>0.01</td> <td>&lt;0.001</td> </tr> <tr> <td>テトラクロロエチレン</td> <td>0.01</td> <td>&lt;0.001</td> </tr> <tr> <td>1,1,1-トリクロロエタン</td> <td>1</td> <td>&lt;0.03</td> </tr> <tr> <td>四塩化炭素</td> <td>0.002</td> <td>&lt;0.0002</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">中藤五丁目地内</td> <td>トリクロロエチレン</td> <td>0.01</td> <td>&lt;0.001</td> </tr> <tr> <td>テトラクロロエチレン</td> <td>0.01</td> <td>&lt;0.001</td> </tr> <tr> <td>1,1,1-トリクロロエタン</td> <td>1</td> <td>&lt;0.03</td> </tr> <tr> <td>四塩化炭素</td> <td>0.002</td> <td>&lt;0.0002</td> </tr> </tbody> </table>	調査地点	調査項目	環境基準	令和6年度	三ツ木一丁目地内	トリクロロエチレン	0.01	<0.001	テトラクロロエチレン	0.01	0.023	1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.03	四塩化炭素	0.002	<0.0002	中央三丁目地内	トリクロロエチレン	0.01	<0.001	テトラクロロエチレン	0.01	<0.001	1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.03	四塩化炭素	0.002	<0.0002	岸三丁目地内	トリクロロエチレン	0.01	<0.001	テトラクロロエチレン	0.01	<0.001	1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.03	四塩化炭素	0.002	<0.0002	中藤一丁目地内	トリクロロエチレン	0.01	<0.001	テトラクロロエチレン	0.01	<0.001	1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.03	四塩化炭素	0.002	<0.0002	中藤五丁目地内	トリクロロエチレン	0.01	<0.001	テトラクロロエチレン	0.01	<0.001	1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.03	四塩化炭素	0.002	<0.0002
調査地点	調査項目	環境基準	令和6年度																																																																			
三ツ木一丁目地内	トリクロロエチレン	0.01	<0.001																																																																			
	テトラクロロエチレン	0.01	0.023																																																																			
	1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.03																																																																			
	四塩化炭素	0.002	<0.0002																																																																			
中央三丁目地内	トリクロロエチレン	0.01	<0.001																																																																			
	テトラクロロエチレン	0.01	<0.001																																																																			
	1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.03																																																																			
	四塩化炭素	0.002	<0.0002																																																																			
岸三丁目地内	トリクロロエチレン	0.01	<0.001																																																																			
	テトラクロロエチレン	0.01	<0.001																																																																			
	1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.03																																																																			
	四塩化炭素	0.002	<0.0002																																																																			
中藤一丁目地内	トリクロロエチレン	0.01	<0.001																																																																			
	テトラクロロエチレン	0.01	<0.001																																																																			
	1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.03																																																																			
	四塩化炭素	0.002	<0.0002																																																																			
中藤五丁目地内	トリクロロエチレン	0.01	<0.001																																																																			
	テトラクロロエチレン	0.01	<0.001																																																																			
	1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.03																																																																			
	四塩化炭素	0.002	<0.0002																																																																			

環境指標	目標等					
道路交通騒音測定値	【目標】環境基準以下を維持する。					
	単位：dB					
	道路	調査地点	区分	環境基準	要請限度	令和6年度
	青梅街道	第一分団車庫付近	昼	70	75	62
			夜	65	70	56
		第六分団車庫付近	昼	70	75	69
			夜	65	70	63
	主要地方道第55号線	大南一丁目バス停付近	昼	70	75	68
			夜	65	70	63
	主要地方道第59号線	三ツ藤住宅東バス停付近	昼	70	75	67
			夜	65	70	63
		(株)文明堂東京武蔵村山工場東付近	昼	70	75	66
			夜	65	70	64
	新青梅街道	桃ノ木歩道橋付近	昼	70	75	75
			夜	65	70	72
		武蔵村山郵便局付近	昼	70	75	71
			夜	65	70	68
	一般都道第162号線	第七分団車庫付近	昼	70	75	69
			夜	65	70	65
	江戸街道	東京日産自動車販売(株)北付近	昼	65	75	64
夜			60	70	54	

環境指標	目標等				
道路交通振動測定値	【目標】 要請限度以下を維持する。 単位：dB				
	道路	調査地点	区分	要請限度	令和6年度
	青梅街道	第一分団車庫付近	昼	65	35
			夜	60	24
		第六分団車庫付近	昼	65	32
			夜	60	26
	主要地方道 第55号線	大南一丁目バス停 付近	昼	70	34
			夜	65	30
	主要地方道 第59号線	三ツ藤住宅東バス 停付近	昼	65	37
			夜	60	33
		(株)文明堂東京武蔵 村山工場東付近	昼	70	40
			夜	65	40
	新青梅街道	桃ノ木歩道橋付近	昼	65	45
			夜	60	42
		武蔵村山郵便局 付近	昼	65	54
夜			60	47	
一般都道 第162号線	第七分団車庫付近	昼	65	37	
		夜	60	30	
江戸街道	東京日産自動車 販売(株)北付近	昼	65	32	
		夜	60	25	
横田飛行場 周辺航空機 騒音測定値	【目標】 環境基準 Lden57dB 以下を維持する。 単位：dB				
	調査地点	令和6年度			
	市立第十小学校	45.6			
立川飛行場 周辺航空機 騒音測定値	【目標】 環境基準 Lden57dB 以下を維持する。 単位：dB				
	調査地点	令和6年度			
	大南地区学習等供用施設	43.9			

【ごみ対策課、子ども政策課、環境課】

環境指標	基準年度	目標
クリーン作戦参加人数	2,147人 (令和6年度)	現状より増加
クリーン作戦によるごみ回収量	400kg (令和6年度)	現状より減少




## 基本施策柱5 環境学習と参加・協働の推進

### ●環境目標

#### 環境活動への参加と次世代を育成する

#### ① 積極的な情報発信

SDGsのゴールとの関連

	4. 質の高い教育をみんなに
	11. 住み続けられるまちづくりを
	17. パートナリーシップで目標を達成しよう

### ●現状と課題

本市では、環境に関する様々な情報を市報、本市ホームページ、SNS等を活用して提供しています。

また、環境に関するイベントの開催や、地域の専門家などと連携した環境学習会等を実施しています。




引き続き、環境関連の情報を収集し、特に市民や事業者が取り組みやすいテーマについて、多くの世代が受け取りやすい様々な媒体を通じて提供していくことが必要です。

### ●取組内容

項目	主な内容	担当課
環境に関する情報の収集・情報の提供	<ul style="list-style-type: none"><li>● 環境フェスタの実施等、環境に関するイベントの開催を行い、環境に関する情報を発信します。</li><li>● 「デコ活」など、日常生活の中で取り組める環境行動を普及啓発します。</li><li>● 省エネルギーや再生可能エネルギーに関する情報発信や活動支援により、脱炭素型のライフスタイル、ビジネススタイルへの転換を促進します。</li><li>● 市民・事業者の協働につながる、情報交換・相談のための交流の場や環境活動に取り組むイベントなどを開催します。</li></ul>	環境課 ごみ対策課 産業観光課 関係各課
動植物の情報収集・情報提供の実施	<ul style="list-style-type: none"><li>● 地域の専門家とも連携を図りながら、地域内の動植物に関する情報収集、情報提供を行います。(再掲)</li></ul>	環境課 文化振興課

## ② 環境学習の機会の提供

SDGsのゴールとの関連

	4. 質の高い教育をみんなに
	11. 住み続けられるまちづくりを
	17. パートナーシップで目標を達成しよう

### ●現状と課題

本市では、小・中学校において、水田学習や学校の農園の活用等をはじめとした環境教育を推進しているほか、ゼロカーボンシティチャレンジ校の指定を行っており、様々な学習機会が提供されています。




今後も引き続き、地域の人材・団体と連携した体験型プログラムの実施や市職員の派遣等を通じて、より多くの学校や地域において、実践的な環境学習の展開を図っていくことが必要です。

### ●取組内容

項目	主な内容	担当課
学校での環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市内の小中学生を対象に、水田学習や学校の農園の活用や様々な教科等の時間を利用して環境教育を推進します。</li> <li>●ゼロカーボンシティチャレンジ校の推進など、学校における環境教育を推進します。(再掲)</li> </ul>	教育指導課
体験学習を取り入れた学習の機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の人材等と連携した体験型の環境教育の実施や環境学習の機会の提供などを推進します。(再掲)</li> </ul>	教育指導課
学校等への環境教育人材の派遣	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市職員を要請に応じて、派遣します。</li> </ul>	関係各課
学校職員への環境教育に関する研修実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>●教育委員会等と連携を図りながら、学校からの要請に応じて研修会等を開催します。</li> </ul>	環境課 文化振興課 教育指導課

### ③ 連携・協働による取組の推進

SDGsのゴールとの関連

	4. 質の高い教育をみんなに
	11. 住み続けられるまちづくりを
	17. パートナーシップで目標を達成しよう

#### ●現状と課題

本市では、様々な分野で市民、事業者、行政、関係機関との協働を推進しており、環境の分野においても協働による環境活動が展開されています。

市内で活動しているNPO法人や、団体、個人で活動しているボランティアを支援しているボランティア・市民活動センターを中心とした継続的な活動支援のほか、様々な主体が持つ情報の共有などを通じて、より多くの市民や団体の活動への参加を促し、協働の取組の拡充へとつなげていくことが必要です。

#### ●取組内容

項目	主な内容	担当課
地域団体・市民・事業者の自主的な環境活動の支援	● 資源回収奨励金の交付、廃棄物減量等推進員制度やグリーンヘルパー制度等の運用により、地域団体・市民・事業者の自主的な環境活動の支援を行います。	ごみ対策課 環境課
地域での環境人材、環境団体の育成	● ボランティア・市民活動センターを中心にボランティアや市民活動団体の支援を行うとともに、出前講座や環境活動に参加する機会を創出し、環境人材・環境団体の育成に努めます。	環境課 文化振興課 協働推進課 ごみ対策課
環境活動把握、情報発信	● 市民・事業者の環境活動の取組をPRするため、情報把握や情報発信を積極的に実施します。	環境課 産業観光課 協働推進課

●環境指標

【環境課、広報・プロモーション課】

環境指標	基準年度	目標
(新規) 環境に関する本市ホームページの閲覧数	219,745 回 (令和6年度)	600,000 回
(新規) 市公式SNSの環境に関する情報の発信数	1 回 (令和6年度)	50 回

## 第4章 基本的取組の推進

### 1 計画の推進体制

#### (1) 市内体制

本計画の推進及び進行管理の市内組織として、「武蔵村山市環境推進委員会」を位置付けます。環境施策の進捗状況などについて、各担当課からの報告を受け、総合的・横断的な調整を行います。

#### (2) 環境審議会

学識経験者、関係行政機関職員、市民・事業者の代表によって「武蔵村山市環境審議会」を構成します。

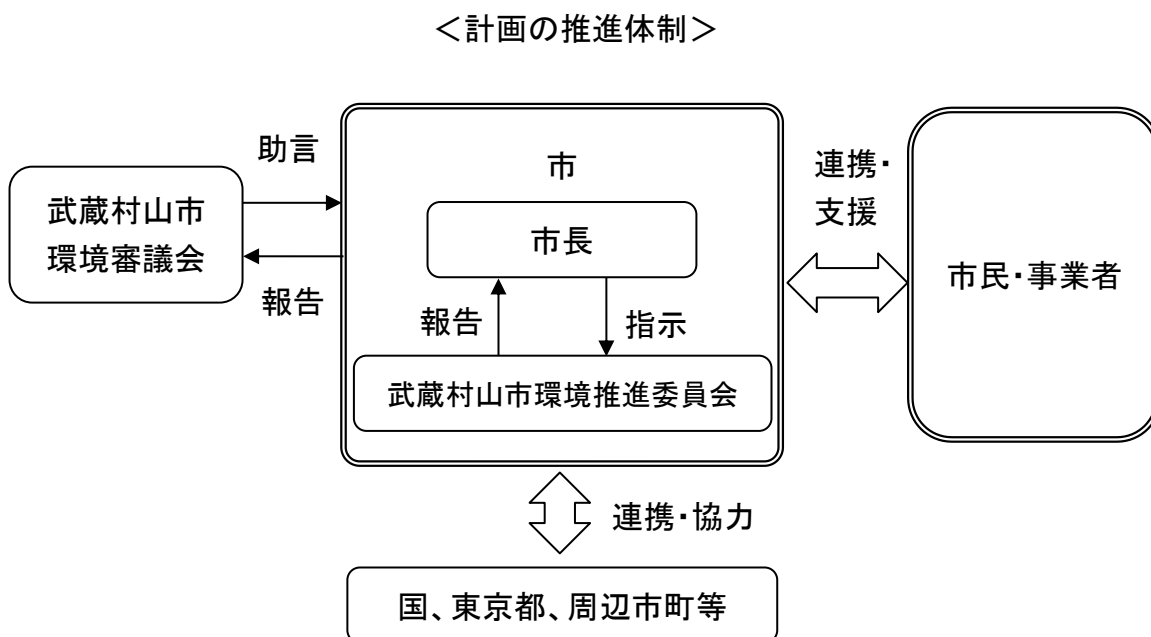
環境保全等の施策に関する基本的事項、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事項などについて、多面的・専門的に審議し、方針などを検討します。

#### (3) 市・市民・事業者

市・市民・事業者は本計画に基づき、各主体の役割に応じて、主体的に取組を進めます。本計画の策定に合わせて、「武蔵村山市環境行動指針（市民編・事業者編）」を策定します。また、市・市民・事業者は必要に応じて、連携等を図ります。

#### (4) 広域的な連携体制

市域を超えた広域的な課題に取り組むため、国、東京都、周辺市町等と連携等を図ります。



## 2 計画の進行管理

### (1) 武蔵村山市年次報告書を通じた見直し（毎年度実施）

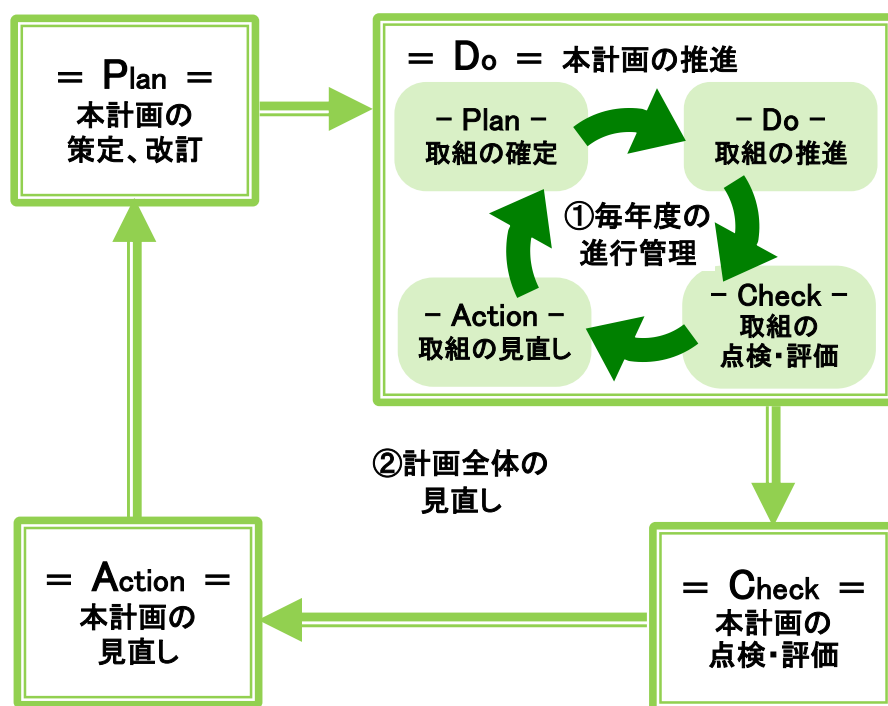
環境指標の進捗状況及び環境施策の取組状況などについて取りまとめた「武蔵村山市年次報告書」を毎年度作成し、市民・事業者公表することにより、進捗状況の点検・評価と見直しを行います。

また、武蔵村山市環境審議会で審議を行い、助言を受け、取組の見直しを行います。

### (2) 計画全体の見直し

本計画は、令和17年度までを計画期間としますが、社会情勢の変化や技術動向の変化等に応じて、適時、計画体系や進行管理の在り方など、計画全体に関わる見直しを行います。

#### <進行管理のサイクル>



### (3) 環境指標

環境指標を設定し、毎年度把握し評価することで計画の進捗管理を行います。総合計画や個別計画等で目標値が設定されているものについては、その目標値を目標の目安とします。なお、各計画の更新に伴い目標値が変更された場合は、適宜、本計画の見直し等に合わせて整合を図るものとします。

## 参考資料

### ○武蔵村山市環境基本条例

平成16年6月28日  
条例第15号

#### 目次

##### 前文

##### 第1章 総則（第1条—第3条）

##### 第2章 市、市民及び事業者の責務（第4条—第7条）

##### 第3章 環境の保全等に関する基本的施策（第8条—第15条）

##### 第4章 武蔵村山市環境審議会（第16条）

##### 附則

私たちのまち武蔵村山市は、自然に恵まれた狭山丘陵を背景に、武蔵野の面影が色濃い雑木林などの豊かな自然環境の中で発展してきた。

しかし、社会経済活動の拡大や便利で豊かな生活は、大量生産、大量消費、大量廃棄をもたらし、大気汚染や緑の減少など身近な生活環境に悪影響を及ぼし、さらに、地球温暖化やオゾン層の破壊など地球全体の環境にも少なからず影響を及ぼしている。

もとより、私たちは、良好な環境の下に、健康で安全かつ快適な生活を営む権利を有するとともに、その環境を将来の世代に引き継ぐ責務を担っている。

こうした認識の下に、人と自然との共生を基本とし、市とすべての市民及び事業者とが協働して、豊かな環境を保全し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型のまちづくりを目指して、ここに、この条例を制定する。

#### 第1章 総則

##### （目的）

**第1条** この条例は、環境の保全、回復及び創造（以下「環境の保全等」という。）について、基本理念を定め、並びに武蔵村山市（以下「市」という。）、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたって市民が自然と共生し、健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

##### （用語の意義）

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

- (3) 循環型社会 廃棄物等の発生が抑制され、発生した場合においては循環的な利用が促進され、及び適正な処分が確保されることにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される社会をいう。

(基本理念)

**第3条** 環境の保全等は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全等は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会を構築することを目的として行われなければならない。

3 環境の保全等は、すべての日常生活及び事業活動においてすべての者が協働することによって積極的に推進されなければならない。

## **第2章** 市、市民及び事業者の責務

(協働の責務)

**第4条** 市、市民及び事業者は、環境の保全等を図るため、互いに協働するよう努めなければならない。

(市の責務)

**第5条** 市は、次に掲げる事項に関する施策を策定し、及び実施しなければならない。

- (1) 公害の防止に関すること。
- (2) 大気、水、土壌、動植物等から成る自然環境の保全、回復及び創造（以下「自然環境の保全等」という。）に関すること。
- (3) 良好な景観及び歴史的文化的遺産の保全に関すること。
- (4) 資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物等の減量及び再資源化の促進に関すること。
- (5) 環境への負荷の少ない役務、資源、製品等の利用の促進に関すること。
- (6) 地球全体の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全等に関すること。

2 市は、市が行う事業に関し、環境への負荷の低減に自ら取り組まなければならない。

(市民の責務)

**第6条** 市民は、日常生活において発生する環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

**第7条** 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動に伴って発生する公害の防止及び自然環境の保全等を図るために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

### 第3章 環境の保全等に関する基本的施策

#### (環境基本計画)

**第8条** 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、武蔵村山市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全等に関する目標
- (2) 環境の保全等に関する基本的な施策の概要
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全等に関し必要な事項

3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、あらかじめ第16条第1項に規定する武蔵村山市環境審議会（同項を除き、以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、市民及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

5 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

#### (環境基本計画との整合)

**第9条** 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

#### (環境行動指針)

**第10条** 市長は、環境基本計画に沿って、市、市民及び事業者が環境への負荷の低減に寄与する行動をとるための規範となる環境行動指針を策定しなければならない。

2 市長は、環境行動指針を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

3 前項の規定は、環境行動指針の変更について準用する。

#### (環境の調査、監視及び測定)

**第11条** 市長は、環境の状況を的確に把握するとともに、環境の保全等に関する施策の策定及び実施のために必要な調査、監視及び測定を実施するものとする。

2 市長は、前項の調査、監視及び測定により把握した環境の状況を公表するものとする。

#### (環境の保全等に関する学習の推進)

**第12条** 市は、市民及び事業者が環境の保全等に関し理解を深め、意識の向上を図るとともに、環境の保全等に関する取組を推進するため、環境の保全等に関する学習の機会の提供に努めるものとする。

#### (情報の収集及び提供)

**第13条** 市は、市民及び事業者が環境の保全等に関する情報を適切に共有できるよう、情報の収集及び提供に努めるものとする。

#### (自発的活動の促進)

**第14条** 市は、市民、事業者又はこれらの者で構成する団体が行う環境の保全等に関する自発的な活動が促進されるよう努めるものとする。

#### (国、東京都等との連携)

**第15条** 市は、環境の保全等に関する施策のうち、広域的な取組を必要とするものについて、国及び東京都その他の地方公共団体と連携して推進するものとする。

## 第4章 武蔵村山市環境審議会

(環境審議会)

**第16条** 市の環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため、武蔵村山市環境審議会を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 環境の保全等の基本的な施策に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全等に関し必要な事項

3 審議会は、前項に規定する調査審議を行うほか、環境の保全等に関する重要事項について必要があると認めるときは、市長に意見を申し出ることができる。

4 審議会は、市長が委嘱する委員10人をもって組織する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則 省略

## ○武蔵村山市環境審議会規則

平成16年6月28日  
規則第33号

(趣旨)

**第1条** この規則は、武蔵村山市環境基本条例（平成16年武蔵村山市条例第15号）第16条第7項の規定に基づき、武蔵村山市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

**第2条** 委員は、次に掲げるところにより市長が委嘱する。

- (1) 市民 3人
- (2) 事業者 3人
- (3) 学識経験を有する者 2人
- (4) 関係行政機関の職員 2人

(会長及び副会長)

**第3条** 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第4条** 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会が議決により非公開としたときは、公開しないことができる。

(庶務)

**第5条** 審議会の庶務は、環境部環境課において処理する。

(委任)

**第6条** この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則 省略

## ○武蔵村山市環境推進委員会設置要綱

平成20年2月20日  
訓令（乙）第6号

（設置）

**第1条** 武蔵村山市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を計画的かつ総合的に推進するため、武蔵村山市環境推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

**第2条** 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 環境基本計画の原案の作成
- (2) 環境基本計画に定める環境施策の取組についての毎年度の点検及び評価、見直しの検討並びにこれらの結果の市長への報告
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境基本計画の推進に関し必要な事項についての調査検討

（組織）

**第3条** 委員会は、委員14人をもって組織する。

- 2 委員は、環境部長、企画財政部企画政策課長、総務部総務契約課長、協働推進部協働推進課長、同部産業観光課長、環境部ごみ対策課長、都市整備部都市計画課長、同部交通企画・モノレール推進課長、同部道路下水道課長、同部施設課長、教育部教育総務課長、同部教育指導課長、同部学校給食課長及び同部文化振興課長の職にある者をもって充てる。

（委員長及び副委員長）

**第4条** 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は環境部長の職にある委員を、副委員長は総務部総務契約課長の職にある委員をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

**第5条** 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（庶務）

**第6条** 委員会の庶務は、環境部環境課において処理する。

（委任）

**第7条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則 省略

○策定経過

■武蔵村山市環境審議会

令和6年度

回	開催年月日	主な審議内容等
第1回	令和6年 11月27日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 諮問</li> <li>● 市民意識調査の実施について</li> </ul>
第2回	令和7年 3月18日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境基本計画の基本的な考え方</li> <li>● 策定スケジュール</li> <li>● 市民意識調査結果</li> </ul>

令和7年度

回	開催年月日	主な審議内容等
第1回	令和7年 5月29日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 計画骨子案及び施策内容について</li> <li>● 武蔵村山市の目指す「望ましい環境像」について</li> <li>● 第二次計画指標の見直しについて</li> </ul>
第2回	9月9日(火)	● 武蔵村山市第三次環境基本計画(素案)について
第3回	10月28日(火)	● 武蔵村山市第三次環境基本計画(素案)について
第4回	令和8年 1月7日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● パブリックコメントの実施結果について</li> <li>● 武蔵村山市第三次環境基本計画(素案)について</li> <li>● 答申(案)について</li> </ul>

■武蔵村山市環境推進委員会

令和7年度

回	開催年月日	主な審議内容等
第1回	令和7年 5月20日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 武蔵村山市第三次環境基本計画策定に関する基本的事項</li> <li>● 計画骨子案及び施策内容について</li> </ul>
第2回	8月15日(金)	● 武蔵村山市第三次環境基本計画(素案)について
第3回	10月31日(金)	● 武蔵村山市第三次環境基本計画(素案)について
第4回	令和8年 1月15日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● パブリックコメントの実施結果について</li> <li>● 武蔵村山市第三次環境基本計画(原案)について</li> </ul>

○環境審議会委員名簿

区 分	氏 名	選出区分	備 考
会 長	尾崎 寛直	学識経験を有する者	
副 会 長	宮田 博之	学識経験を有する者	
委 員	尾川 和宏	公募市民	
委 員	佐々木 善男	公募市民	
委 員	竹中 輝和	公募市民	
委 員	栗原 誠	商工会推薦	令和7年9月30日まで
委 員	金井 一三	商工会推薦	令和7年10月1日以降
委 員	長瀬 雄一郎	商工会推薦	
委 員	下田 智道	農友会推薦	令和7年9月30日まで
委 員	渡辺 開波	農友会推薦	令和7年10月1日以降
委 員	松浦 光明	関係行政機関の職員	
委 員	田中 貴浩	関係行政機関の職員	令和7年3月31日まで
委 員	上原 恵美	関係行政機関の職員	令和7年4月1日以降

○環境推進委員会委員名簿

区 分	氏 名	職 名	備 考
委員長	安 齋 高	環境部長	
副委員長	栗原 秀和	総務契約課長	
委 員	平崎 智章	企画政策課長	
委 員	田村 一晴	協働推進課長	
委 員	鳥海 純子	産業観光課長	令和7年9月30日まで
委 員	池谷 正太郎	産業観光課長	令和7年10月1日以降
委 員	古川 敦司	ごみ対策課長	
委 員	篠田 光宏	都市計画課長	
委 員	湊 祥子	交通企画・モノレール 推進課長	
委 員	田村 崇寛	道路下水道課長	
委 員	櫻井 謙次	施設課長	
委 員	佐藤 哲郎	教育総務課長	
委 員	高瀬 隆太郎	学校教育担当部長 (教育指導課長事務取扱)	
委 員	矢野 喜之	学校給食課長	
委 員	廣末 聡	文化振興課長	

## ○市民等意識調査の結果と第二次計画の評価

### 1 市民意識調査と第二次計画の評価の考え方

武蔵村山市の望ましい環境像である「『みどり』と『暮らし』をみんなで育む住み良いまちむさしむらやま」の実現に向けて、第二次計画では5つの柱それぞれに環境目標を設定し、40の環境指標と63の具体的な取組を掲げ、進捗管理を行っています。

計画の改定に当たっては、これらの指標による評価とともに市民意識調査で把握した満足度とその変化量を向上度として活用し、5つの柱に対して総合的な評価を実施しました。

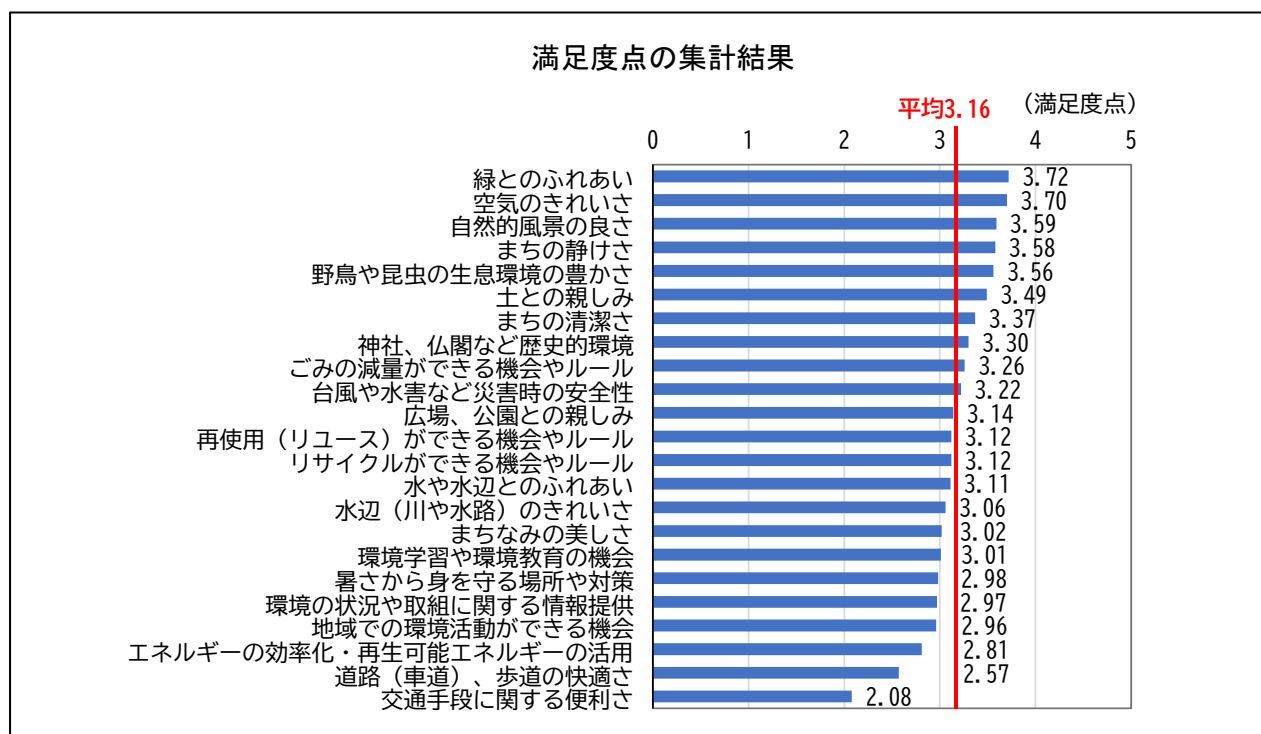
### ●評価に活用した満足度と向上度の結果

満足度については、以下の方法で算定しました。

$$\text{「武蔵村山市の環境の満足度」平均点（満足度点）} = \frac{\text{「満足」回答数} \times 5 + \text{「まあ満足」回答数} \times 4 + \text{「普通」回答数} \times 3 + \text{「やや不満」回答数} \times 2 + \text{「不満」回答数} \times 1}{\text{回答者数（不明・無回答除く）}}$$

満足度点の集計結果をみると、周辺の環境に対する満足度点は、全体の平均が3.16となっています。

調査をした全23項目に対し、平均より高い項目は10項目という結果になりました。



【向上度：周辺の環境に対する満足度（満足度点の比較）】

項目	令和6年度調査	平成26年度調査	変化量
空気のきれいさ	3.70	3.61	0.09
水辺（川や水路）のきれいさ	3.06	2.86	0.20
まちの静けさ	3.58	3.44	0.13
まちの清潔さ	3.37	3.22	0.15
緑とのふれあい	3.72	3.71	0.01
水や水辺とのふれあい	3.11	2.92	0.20
野鳥や昆虫の生息環境の豊かさ	3.56	3.38	0.19
土との親しみ	3.49	3.37	0.12
自然的風景の良さ	3.59	3.39	0.20
まちなみの美しさ	3.02	2.87	0.15
道路（車道）、歩道の快適さ	2.57	2.39	0.17
広場、公園との親しみ	3.14	3.00	0.14
神社、仏閣など歴史的環境	3.30	2.95	0.35
交通手段に関する便利さ	2.08	2.84	▲ 0.75
台風や水害など災害時の安全性 ※	3.22	1.95	1.27
環境学習や環境教育の機会	3.01	2.85	0.15
環境の状況や取組に関する情報提供	2.97	2.82	0.15

※平成26年度調査では「地震、災害に対する安全性」

【向上度：取り組んでいる環境行動（取り組んでいる割合）】

項目	令和6年度調査	平成26年度調査	変化量
自家用車の使用を控え、できるだけ徒歩や自転車、公共交通機関を使っている	56.4	50.0	6.4
買い物袋（マイバッグ）を持参している	94.7	83.1	11.6
過剰な包装や使い捨てのスプーンやフォークなどを断っている ※1	84.1	84.9	▲ 0.8
ものを大切にし、長く使っている	93.4	92.4	1.0
環境に優しい商品（環境に配慮した製品や地元産の食材）を購入している ※2	70.1	70.3	▲0.2
生ごみを堆肥にしている	16.9	12.9	4.0
油や調理くずなどを下水に流さないよう家庭排水に配慮している ※3	93.1	93.7	▲ 0.6
生け垣の設置や緑のカーテンなど緑化をしている ※4	44.1	29.7	14.4
庭やベランダに植木や花壇、鉢植えなど植栽をしている	67.2	75.3	▲ 8.1
ペットを飼うにあたっては、ルールを守っている ※5	62.9	81.3	▲ 18.4
自宅のまわりや所有地をきれいに管理する	87.3	82.3	5.0

項目	令和6年度調査	平成26年度調査	変化量
地域の環境活動（地域清掃、リサイクル活動など）に参加している ※6	25.1	27.6	▲ 2.5
環境に関する学習講座、講演会、自然観察会に参加している ※7	9.2	11.5	▲ 2.3

※平成26年度調査の設問では以下の表現となっている。

※1：過剰な包装は断る／※2：環境に配慮した製品を購入する／※3：天ぷら油などの廃油をそのまま流さないようにする／※4：ブロック塀を生垣に変えて、緑豊かにする／※5：ペットを飼う場合に、近所に迷惑をかけないようにする／※6：道路、公園、川などの清掃作業、美化活動に参加する／※7：講演会や自然観察会などの環境イベントに参加する

## 2 評価結果

第二次計画で設定した環境指標についての令和6年度時点で実績値と、満足度・向上度を施策の柱ごとに以下に示します。これらの結果のまとめについては、計画本編の第2章の「4 第二次計画の振り返り」（22～23ページ）に記載しています。

### 基本施策柱1 みどり等との共生

#### 【環境指標】

施策	項目	目標値 (令和7年度)	現計画策定時 (平成26年度)	現在の値 (令和6年度)
①みどりの保全・創出・育成	都市全体の緑化総量（緑被率）	45.0%	44.5% (平成23年度)	41.9% (令和3年度)
	保存生け垣の延長	4,850m	4,709m	4,482m
	公園・緑地等のボランティア人数	148人	64人	165人
	グリーンヘルパー（1級）人数	8人	0人	10人
②水辺の保全・水循環の創出	残堀川クリーンアップ作戦参加者数	毎年の増加	23人	32人
③農地の保全・農業の活性化	体験型市民農園の設置箇所数	3箇所	2箇所	2箇所
	認定農業者 市内の小中学校での学校給食で利用される地場産率10%以上の野菜数	46人 毎年の増加	18人 12種類	44人 23種類
④生物多様性の確保	(指標設定なし)	—	—	—
⑤みどり等とのふれあいの場の創出数、参加者数	里山等とのふれあいの場の創出数、参加者数	毎年の増加	3回 43人	2回 18人
	水辺とのふれあいの場の創出数、参加者数	毎年の増加	2回 33人	2回 18人
	親水緑地広場の箇所数	8箇所	7箇所	7箇所
	農地とのふれあいの場の創出数、参加者数	3箇所 毎年の増加	2箇所 107人	2箇所 118人
⑥歴史的文化遺産の保全	(指標設定なし)	—	—	—

【満足度点：周辺環境に対する満足度】

項目	令和6年度	全体平均値との差
空気のきれいさ	3.70	0.54
水辺（川や水路）のきれいさ	3.06	▲ 0.10
緑とのふれあい	3.72	0.56
水や水辺とのふれあい	3.11	▲ 0.05
野鳥や昆虫の生息環境の豊かさ	3.56	0.40
土との親しみ	3.49	0.33
自然的風景の良さ	3.59	0.43
広場、公園との親しみ	3.14	▲ 0.02
神社、仏閣など歴史的環境	3.30	0.14

【向上度：取り組んでいる環境行動（取り組んでいる割合）】

項目	令和6年度	平成26年度	変化量
生け垣の設置や緑のカーテンなど緑化をしている	44.1	29.7	14.4
庭やベランダに植木や花壇、鉢植えなど植栽をしている	67.2	75.3	▲ 8.1

基本施策柱2 エネルギーの有効利用の推進

【環境指標】

施策	項目	目標値 (令和7年度)	現計画策定時 (平成26年度)	現在の値 (令和6年度)
①省エネルギーの推進	公共施設等におけるエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量（総量）	3,383,975 kg-CO <sub>2</sub> /年 (令和8年度)	4,233,496.38 kg-CO <sub>2</sub> /年 (令和2年度)	4,091,891.80 kg-CO <sub>2</sub> /年
	一世帯あたりの使用量（電気）	把握方法を検討	—	—
	一世帯あたりの使用量（都市ガス）	使用量の削減を図る	366.3 m <sup>3</sup>	301.0 m <sup>3</sup>
	一世帯あたりの使用量（水道）	使用量の削減を図る	733.1ℓ	615.6ℓ
②再生可能エネルギーの推進	公共施設等における再生可能エネルギー導入量	把握方法を検討	—	3,734kWh
	市内の再生可能エネルギー導入量	把握方法を検討	—	75.5kWh
③低炭素なまちの形成	公用車における低公害車の導入割合	60%	33%	58.8%
	庁用自転車の台数	26台	2台	33台
	市内循環バスの1便当たりの輸送人員	6人/便・年	5人/便・年	6人/便・年
	乗合タクシー「むらタク」の利用者数	4,500人/年	3,520人/年	12,494人/年
④気候変動に関する情報提供と地域情報の把握	(指標設定なし)	—	—	—

【満足度点：周辺の環境に対する満足度】

項目	令和6年度	全体平均値との差
交通手段に関する便利さ	2.08	▲ 1.08
エネルギーの効率化・再生可能エネルギーの活用	2.81	▲ 0.35
台風や水害など災害時の安全性	3.22	0.06
暑さから身を守る場所や対策	2.98	▲ 0.18

【向上度：取り組んでいる環境行動（取り組んでいる割合）】

項目	令和6年度	平成26年度	変化量
自家用車の使用を控え、できるだけ徒歩や自転車、公共交通機関を使っている	56.4	50.0	6.4

基本施策柱3 4Rの推進

【環境指標】

施策	項目	目標値 (令和7年度)	現計画策定時 (平成26年度)	現在の値 (令和6年度)
①ごみの排出抑制と排出抑制の促進	排出物原単位（総排出量÷年度末人口÷年間日数）	660.0 g/人・日 以下	805.2 g/人・日	666.5 g/人・日
②資源化の推進	リサイクル率（エコセメント含む）（総資源化量÷総排出量×100）	37.6%	34.9%	33.6%
③環境への負荷の低減とごみの適正処理	最終処分量 （循環組合への搬入量）	モニター指標とする	1,958t	1,372t
	最終処分量 （循環組合への不燃ごみ埋立て量）	モニター指標とする	30t	0t
④不法投棄対策の推進	（指標設定なし）	—	—	—

【満足度点：周辺の環境に対する満足度】

項目	令和6年度	全体平均値との差
ごみの減量ができる機会やルール	3.26	0.10
再使用（リユース）ができる機会やルール	3.12	▲ 0.04
リサイクルができる機会やルール	3.12	▲ 0.04

【向上度：取り組んでいる環境行動（取り組んでいる割合）】

項目	令和6年度	平成26年度	変化量
買い物袋（マイバッグ）を持参している	94.7	83.1	11.6
過剰な包装や使い捨てのスプーンやフォークなどを断っている	84.1	84.9	▲ 0.8
ものを大切にし、長く使っている	93.4	92.4	1.0
環境に優しい商品（環境に配慮した製品や地元産の食材）を購入している	70.1	70.3	▲ 0.2
生ごみを堆肥にしている	16.9	12.9	4.0
油や調理くずなどを下水に流さないよう家庭排水に配慮している	93.1	93.7	▲ 0.6

## 基本施策柱 4 生活環境の保全

### 【環境指標】

施策	項目	目標値 (令和7年度)	現計画策定時 (平成26年度)	現在の値 (令和6年度)
①生活環境の 保全（環境 基準の遵守 と維持）	環境基準の達成（遵守された項目 ／モニタリング項目×100）	100%	90%	97%
②新たな環境 問題への対 応	（指標設定なし）	—	—	—
③快適環境の 保全	クリーン作戦参加人数	毎年の増加	3,874人	2,147人
	不法投棄等のごみ回収量	毎年の減少	990kg	400kg
	犬のふんの放置防止パトロールの 実施	24以上	—	5

### 【満足度点：周辺の環境に対する満足度】

項目	令和6年度	全体平均値 との差
まちの静けさ	3.58	0.42
まちの清潔さ	3.37	0.21
まちなみの美しさ	3.02	▲ 0.14
道路（車道）、歩道の快適さ	2.57	▲ 0.59

### 【向上度：取り組んでいる環境行動（取り組んでいる割合）】

項目	令和6年度	平成26年度	変化量
ペットを飼うにあたっては、ルールを守っている	62.9	81.3	▲ 18.4
自宅のまわりや所有地をきれいに管理する	87.3	82.3	5.0

## 基本施策柱 5 環境行動・教育の推進

### 【環境指標】

施策	項目	目標値 (令和7年度)	現計画策定時 (平成26年度)	現在の値 (令和6年度)
①環境に関する 情報の収集・ 提供	広報による環境に関する情報の 提供回数	毎年の維持 又は増加	17回	15回
②学校・職場で の環境教育	環境学習会の参加人数	毎年の増加	58人	18人
	親と子の環境教室の参加人数			15人
③市民・事業者 等の環境活 動の推進・支 援	（指標設定なし）	—	—	—

【満足度点：周辺の環境に対する満足度】

項目	令和6年度	全体平均値との差
環境学習や環境教育の機会	3.01	▲ 0.15
環境の状況や取組に関する情報提供	2.97	▲ 0.19
地域での環境活動ができる機会	2.96	▲ 0.20

【向上度：取り組んでいる環境行動（取り組んでいる割合）】

項目	令和6年度	平成26年度	変化量
地域の環境活動（地域清掃、リサイクル活動など）に参加している	25.1	27.6	▲ 2.5
環境に関する学習講座、講演会、自然観察会に参加している	9.2	11.5	▲ 2.3

○用語集

	用語	説明
英数	30 by 30 (サーティ・バイ・サーティ)	2030年までに自国の陸域・海域の少なくとも30%を保全・保護することを目指す国際的な目標であり、生物多様性の損失を食い止め、回復させること(ネイチャーポジティブ)を目的としている。
	BOD (ビーオーディー)	「生物化学的酸素要求量(Biochemical Oxygen Demand)」の略称であり、水中の有機物が微生物により分解される際に消費される酸素量で、水質汚濁の程度を表す代表指標である。値が高いほど汚濁が大きい。河川・湖沼の環境基準設定や改善効果の把握に用いられる。
	COP (コップ)	締約国会議(Conference of the Parties)を意味し、環境問題に限らず多くの国際条約の中で、加盟国が物事を決定するための最高決定機関として設置されている。気候変動枠組条約のほか、生物多様性や砂漠化対処条約等の締約国会議があり開催回数に応じてCOPの後に数字が入る。
	ESD for 2030 (イー・エス・ディー)	持続可能な開発のための教育の国際実施枠組みであり、2019年にユネスコ総会で採択、2020～2030年を対象とする。政策推進、学習環境変革、教育者能力強化、ユース参画等の五分野を軸に、SDGs全目標達成へ教育の役割を強化するもの。
	ICT (アイ・シー・ティー)	情報(Information)と通信(Communication)に関する技術の総称。ITよりコミュニケーション機能を含意する用語として国際的に用いられ、行政・産業・教育分野のデジタル化基盤をなす。
	ZEB (ゼブ)、ゼロエミッションビル	「ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)」とは、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物。ゼロエミッションビルも同義
	ZEH (ゼッチ)	「ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)」は、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備え、再生可能エネルギーにより年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの住宅
	ZEV(ゼロ・エミッション・ビークル)	走行時に二酸化炭素や大気汚染物質を排出しない車両を指し、電気自動車(EV)、燃料電池車(FCV)などが該当する。これにより、交通部門における温室効果ガスの削減が期待されている。
あ行	暑さ指数(WBGT)	気温・湿度・輻射熱・風の影響を総合評価する熱ストレス指標。労働・運動時の熱中症リスク管理に用い、35相当では「特別警戒」が発表される。学校活動やイベントの中止判断の客観指標となる。
	イノベーション	新しい方法、仕組み、習慣などを導入すること。新製品の開発、新生産方式の導入、新市場の開拓、新原料・新資源の開発、新組織の形成などにより、経済発展や景気循環がもたらされるとする概念
	インフラ	インフラストラクチャーの略。社会資本のことで、国民福祉の向上と国民経済の発展に必要な公共施設を指す。道路、橋梁、鉄道路線、上水道、下水道、電気、ガス、通信など、日々の生活や産業活動を支える基盤となっている施設・設備

	用語	説明
あ行	ウェルビーイング (Well-being)	環境の保全を通じて、現在および将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、経済厚生の上を目指す概念であり、国の第六次環境基本計画の最上位の目的として掲げられている。
か行	拡大生産者責任 (EPR)	生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負うという考え方。OECD（経済協力開発機構）が提唱し、我が国の循環型社会形成推進基本法にもこの考え方が取り入れられている。
	カーボン・オフセット	事業や暮らしで避け難い温室効果ガス排出について、まず自らの削減努力を尽くし、残余を信頼性あるクレジットの購入・投資で埋め合わせる考え方。日本ではJ-クレジット等が用いられ、国際的にはUNFCCCのCER等が活用される。
	カーボンニュートラル	家庭や事業所などから排出するCO <sub>2</sub> を省エネルギー化や再生可能エネルギーの活用によって排出を削減するとともに、削減しきれない分を、植林や森林保護、排出権の購入といった吸収によって正味でゼロになっている状態
	カーボンプライシング	二酸化炭素排出に価格を付け、行動変容と投資誘導を図る政策。炭素税、排出量取引、クレジット取引などの手法があり、設計により産業競争力や家計負担への影響が異なるため、公平で段階的な移行設計が要る。
	環境リテラシー	環境的課題を理解し、科学的知見と社会制度を踏まえ行動選択に適用できる資質・能力を指す概念。知識に加え調査分析・意思決定・市民的責任を含むと整理されている。
	吸収源	大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスを吸収し、比較的長期間にわたり固定することのできる森林や海洋などのこと。
	クーリングシェルター	気候変動適応法に基づいた、適当な冷房設備を有する等の要件を満たす施設（民間施設を含む）で、誰もが暑さをしのげる場所として、自治体が指定した施設
	グリーンインフラ	河川・緑地・湿地等の自然の働きを治水・暑熱対策・生物多様性回復に活かす整備思想。灰色インフラと組み合わせ、維持費縮減と多重便益の創出を図る。
	グリーン購入	国等に環境配慮型製品の調達を義務付け、自治体・事業者・国民にも努力を求める枠組みである。調達の需要側から市場を変える政策手段
	グリーンヘルパー	自然や環境問題に関心を持ちながら、活動の場や組織がないために活動できない方々に、その「思いとエネルギー」を行動に結びつける足がかりとして、学習と活動の場を提供し、「みどりのまちづくり」を推進する地域活動のリーダー
	グローバル・ストックテイク (GST)	パリ協定の下で各国の温室効果ガス対策の進捗を5年ごとに総点検する仕組み。第1回は2023年に結論が採択され、各国は結果を自国の目標・実施強化に反映させる責務を負う。
	コージェネレーション	天然ガス、石油、LPガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収・利用するシステム。総合エネルギー効率を7割から8割ほどに向上させることができる。近年は、発電に燃料電池も使用されており、エネファームは「家庭用燃料電池」とも呼ばれ、水素を使って発電する仕組み

	用語	説明
さ行	サーキュラーエコノミー（循環経済）	資源の投入量や消費量を抑えつつ、廃棄物の発生を最小化し、資源・製品の価値を最大化する経済活動の在り方を指す。これにより、温室効果ガスの排出低減や生物多様性の保全など、様々な環境問題への対応が可能となる。
	サプライチェーン	原材料調達から生産・物流・販売・回収までの連鎖的な供給網。災害、地政学、人権・環境要件等で途絶リスクが多様化する中、各国は強靱化と透明性向上を進めている。
	自然共生サイト登録制度	民間等の取組で生物多様性保全が図られている区域を「自然共生サイト」として認定する制度。2025年度施行の地域生物多様性増進法で法制化され、自治体計画の区域も対象となる。
	食品ロス	まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄されることを指す。我が国では、食品ロスの削減を推進するための法律や基本方針が策定され、地方公共団体においても削減計画の策定が進められている。
	自立・分散型エネルギーシステム	従来の原子力発電所、火力発電所などの大規模な集中型の発電所で発電し各家庭・事務所等に送電するシステムに対して、地域ごとにエネルギーを作り、その地域内で使っていくとするシステムのこと。再生可能エネルギーや、未利用エネルギーなどの新たな電源や熱利用のほか、コージェネレーションシステムによる効率的なエネルギーの利用も含む。
	スマートコミュニティ	再生可能エネルギーや蓄電池、EV、配電網等をICTで連携し、地域単位でエネルギーの最適制御とレジリエンス向上、脱炭素を図る仕組み
	ゼロエミッション東京	東京都が掲げる2050年CO <sub>2</sub> 実質ゼロの都市ビジョン。戦略はエネルギー、建築物、交通、資源循環、適応、協働の分野で構成され、2030年を中間目標とする。「Beyondカーボンハーフ」により削減目標を強化した。
た行	体験型市民農園	農家が開設し、耕作の主導権をもって経営・管理している農園で、利用者は入園料を支払い、農家の指導のもと、種まきや苗の植え付けから収穫までを体験する農園
	脱炭素・脱炭素社会	脱炭素とは、CO <sub>2</sub> などの温室効果ガスの排出を防ぐために、石油や石炭などの化石燃料から脱却することを指す。脱炭素社会とは、再生可能エネルギーや省エネ技術の活用を進めることで温室効果ガスの排出を限りなくゼロに近い状態を目指した社会を指します。
	低炭素モビリティ	CO <sub>2</sub> 排出の少ない移動手段・サービスの総称。ZEV（ゼロ・エミッション・ビークル）などが含まれる。
	デカップリング	経済成長と環境負荷の分離を指す概念。成長の維持と同時に、単位経済活動当たりの資源・排出を減少させることが目標とされている。
	デコ活	2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするための国民運動。CO <sub>2</sub> を減らす脱炭素（Decarbonization）と、環境に良いエコ（Eco）を含む「デコ」と、活動・生活を意味する「活」を組み合わせた言葉

	用語	説明
	デング熱	ヒトスジシマカなどが媒介するデングウイルスが感染しておこる急性の熱性感染症で、発熱、頭痛、筋肉痛や皮膚の発疹などが主な症状
な行	認定農業者	「農業経営基盤強化促進法」により、市区町村の農業経営基盤強化のための基本構想に基づき、認定を受けた農業生産者。地域の担い手として、農地利用・資金・税制面などの支援を受けることができる。
	ネイチャーポジティブ	生物多様性の損失を止め、回復させることを目指す国際的な目標であり、自然環境への負荷を最小化し、自然への貢献を最大化する経済活動への移行を促進する概念
	ネットゼロ	温室効果ガスの排出を最大限削減し、残余を吸収・除去で差し引きゼロにする状態
は行	パリ協定	2015年12月にフランス・パリで開催された「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）」において採択された「京都議定書」以降の新たな地球温暖化対策の法的枠組みとなる協定。世界共通の長期目標として、地球の気温上昇を「産業革命前に比べ2℃よりもかなり低く」抑え、「1.5℃未満に抑えるための努力をする」ことなどが盛り込まれている。
	プラネタリー・バウンダリー	気候変動や生物多様性、窒素循環など九つの地球環境プロセスごとに、人間活動の負荷の許容範囲（安全な作動域）を示す枠組み。逸脱は不可逆的変化のリスクを高めるため、越境回避と自然再生の同時推進が要請される。
や行	ユネスコ	国際連合教育科学文化機関であり、教育・科学・文化を通じた国際協力を担う。各国は国内委員会を設け連携し、日本では文部科学省内に設置され助言・企画・調査等を行っている。
ら行	レジリエンス（レジリエント）	防災分野や環境分野において、想定外の事態に対し社会や組織が機能を速やかに回復する強靭さを意味する。
わ行	ワンウェイプラスチック	一度使用して廃棄される使い捨てプラスチックを指す概念。日本ではプラスチック資源循環促進法の下、設計段階からの削減・再資源化の制度化に加え、ワンウェイプラスチックの使用合理化が推進されている。

武蔵村山市第三次環境基本計画

(令和8年度～令和17年度)

発行年月／令和8年3月

発行／武蔵村山市

編集／武蔵村山市環境部環境課

〒208-8501

武蔵村山市本町一丁目1番地の1

TEL 042(565)1111(代表)

本書は再生紙を使用しています。







武蔵村山市